

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

CHIKID

昭和二十六年十一月十七日(土曜日)午前十一時開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
清澤 俊英君
伊藤 保平君

委員

愛知 葵一君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
山本 米治君
菊川 孝夫君
野淵 勝君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
菊田 七平君
森 八三一君
木村福八郎君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵省管財局長 内田 常雄君

事務局側

常任委員会専門員 木村常次郎君

常任委員会専門員 小田 正義君

本日の會議に付した事件

○連合國財産補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) これより第

十五回の大蔵委員会を開催いたします。

本日は先ず連合國財産補償法案を議題として、大蔵大臣に対する質疑を行います。

○木村福八郎君 昨日官房長官がお見えになりました。この法律案は條約発効までに成立すればいいという議論での発言があつて、あとでそうじゃないと、やはり平和條約と一緒にですね、同時にこれが成立することが望ましいというふうに、かように變つて、この大蔵委員会では最初政府委員の説明では、やはりこれは単なる手続法だから、議和発効までにまあ成立すればいいというふうなこともあつたのです。そこで我々としては、我々ゆつくりその急がないのじやないかというつもりで、一應審議しておつたところが、昨日官房長官が、前に議和発効までに成立すればいいと言つたことは間違いないであつた、やはり平和條約と一緒にこれは成立をしなければならぬという説明があつたわけなんです。その説明をいろいろ聞いて見ますと、この法律は必ずしも一緒でなくともいいというように我々受取れたのです。ただこの審議上、又債権者に対して安心を与えるという意味で、同時にこれが成立することとが望ましいというふうな説明であつたわけなんです。実際にこの法律的に行きまして、これが同時に成立しなければならぬものであるかどうか、ただ信義上の問題かどうか。これが今度の國會で仮に成立しなくとも、次の國會で

成立すれば差支えないのかどうか、その点がまあはつきりしなかつたわけなんです。大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) 官房長官の説明や、それを取消しされたとか、或いは大蔵事務當局がこれは別個のもの、必ずしも同時になくともいいと言つたかも知れませんが、私の意見は同時にやつて頂きたい、これはなぜそう申すかと申しますと、大体この問題は平和條約の中に入るべきものなんです。イタリヤなんかそうなつておるのではありませんが、然るところこういう問題を、この具体的な問題でございまして、平和條約自体が延びる、平和條約は平和條約で各國と話合ひ、そしてこの問題は主として英米と話合ひ、そして一緒に進んで行こうと、こういう過程があるのであります。そこで実はこの内閣の説明を申しますと、平和條約の調印の前に、こういう法律を作つたらどうかという話もあつたのですが、それはひどいことだと、そういうわけにはいかん、平和條約の全文ができていないのにこの問題だけを成立させることは我々にはできないことだと、こういうので併行して実はそこは進んだのでございまして、従いまして平和條約の審議と一緒に一つして頂きたいという、私は強い希望を持つておるのであります。

○木村福八郎君 成るほど内田管財局長の御説明もやはりそうだつたので、す。実はこれは條約に本當は織り込むべきであつたが、議和の促進をスムーズにするために、これを別の形式にしたという意味のお話があつたわけなんです。ところでこの條約のほうを見ますと、日本国内閣が一九五一年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償されると、なつてゐるわけですが、そこでですね、一九五一年七月十三日に内閣で決定したので、それはさつき大蔵大臣は本當は調印前に、この法律を作るのが至當ではないかという議論もあつたと言われましたが、どうもそういう議論のほうは私は筋が通るんじゃないかと思ふのは、若しこれが、内閣ではききましたけれども、この法律が成立しないことになりましたら、そのまゝ調印に非常に支障を生じるのであつて、本来ならばもう閣議決定できめてそれを條件にして調印されている。これが承認されるか、されないかわからないのですが、これは内閣でもきめたならば、国会に一応諮るのが本當ではないかと思ふのですが、そう諮らないできめちゃつて、それを前提にして調印される、あとになつてからこれが出て来た、こういう形になつておるのですが、この關係はどうなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) それは先ほど申し上げましたように、これのもとになりまます平和條約というものが、調印も何もしておらずに、十分に成案として発表されていらないのでござい

るから、その平和條約に基く、或いは一体をなすものでございまして、私は国会内でそういうものを審議するわけにはいかん、時間的にはいかん、そういう考えを持つておつたのであります。

○木村福八郎君 次にお伺いしたいのですが、これまでの内田管財局長の御説明では、手続法であるというのですけれども、議和條約の中にですね、これを本来なら織り込むべきである、そういう御意見であるし、而も先ほど申し上げましたように、議和條約の中には、この日本国内閣が一九五一年七月十三日に決定した條件よりも不利でない條件で補償しなければならぬことになつておる。そうしますと、これは單なる手続法ではなくて、實質的なものをこれを含んでおるわけじやないですか。その補償の條件というものが含まれておるわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 手続法か實體法かという御質問でございまして、これは考えようで、そう嚴格なもののじやないと思ひます。例えば條約で「この財産が千九百四十二年十二月七日に日本国内閣に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十二年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。」この補償されるという

ことが實際的にきまつていて、その補償される内容をきめたのだと言へば、

いわゆる手続的なものとも言えましよう。併しその内容が実体的なものをきめていけるから、原則は條約に載つていなければならない。実体的なものをきめていけるから実法だというのとも言えましようが、原則はきまつていけるのですから、その原則に基づいてどういふふうにきめていけるかという手続的な問題、この解釈が二様になつて来ると思つてゐるが、この形式が実質論で私は議論の対象になるのはどうかと思ひまするが、見方の問題ですね。

○木村禮八郎君 私も厳密な法律論的な立場で言つてゐるのじやないわけですが、と申しますのは、まあ形式上から、実質上というよりもこれはまあ予算との関係があるもので御質問してゐるわけですが、ここで條件がまゐきまゐるわけですね。條件というものは、例えば百億という数字も出て来ます。それからこういう條件で損害を評価するということも出て来ます。そうすると、これは実法というふうな意味で言つてゐるのでもない。実質的な価値もこれに含まれてゐるのだ。そんならばこれは先ほども言われましたように、本来ならばこれは條約の中に入らるべきものであつたので、それで大蔵委員会がこれを取扱つたのは実は原則と思つたのです。これは條約委員会へ併記するのが本当じやなかつたかと思つたのです。それが大蔵委員会にかつてしまつたからまあし方がないのですけれども、そういう意味でそういう形式的なことを言つてゐるのじやなくて、この法律案の中には補償しなければならぬ條件、それからまあおおよその額、こういうものが含まれてゐるとなると單なる手続法でもないで、例え

ばこの二十五條に「この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める」となつておられますね、それが通念で言うところの手続であつて、これは中身を規定したものだ、こういうふうな解すべきだ。でありますから非常にこれは重要な法律案だと我々は見てゐる。そういう意味で質問してゐるのです。そうすると、この法案ですが、まあ承認するとすると、そのところの補償に對して大体どのくらい我々はこの補償に對して拂わなければならぬかといふことが、大体ここできまつて来る法律案になるべきじやないか、こゝまゝ解釈してゐる。そういうふうな解釈していいわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 大体私もそう考へております。

○木村禮八郎君 そうしますと、これは大蔵大臣が一番よくまあ御承知のわけなんですが、しばしば言つておられるのですが、この補償と賠償という問題ですね、これはまあ賠償の規定にもありますけれども、日本の経済の自立可能な程度においては賠償を考へる、それは單に賠償だけでは私はないと思つたのです。賠償で仮に自立可能な程度というのと、外でたゞさんの補償と賠償の負担をさせられたら自立不可能でございまして、補償と賠償とを、平和條約を結んだ後の日本のためにどのくらい又新たな負担が生ずるかといふことは、一本として考へるべきことだと思つたのです。その場合にこれだけ切り離して、先へこれだけの大体額といふことがきめられますと後の關係に非常に支障を生じて来るのじやないですか、全体としまして、この点どうなんですか。

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の点は、これを先にきめて賠償を後にしたのじやないか、こういう御質問だと存じますが、そういう……

○木村禮八郎君 それで特にあとでいろいろ／＼な悪い影響がないかといふこととです。

○國務大臣(池田勇人君) 御議論もあつてと思ひます。併しこれは日本国がこゝういふ連合国並びにその国民の財産を特別に扱ひまして、而もこの程度の負担ならば、關係はいたしませんけれども、先ずきめて然るべきじやないかといふ考へでございまして、これを下積みにして、そしてこゝの賠償その他を上積みして行こう、こゝういふこと賠償がきまらなかつたの分もきまらぬといふことになりまして、いたちこつこになつて困りますので、特殊のこゝれは賠償関係でございまして、先にこれをきめてしまつて、そして一般の賠償を上積みして、その上積みの賠償をどういふふうにして行こうかといふことで行つたほうがやりよいと思つたから、この分だけを先ずきめたわけでございます。

○木村禮八郎君 成るほど、大蔵大臣言われるように、これは賠償との違いは、國家間の問題とそれから外國の個人と日本政府との問題の違いなんですけれども、日本自体にとつては、補償と賠償の負担としてはやはり今後の賠償と見るべきである、その場合に何故、我々一番、大蔵大臣に何回も議論してゐるのですけれども、そういう経済的な關係が非常に不確定だつたといふことが極めてまあ不安心であるけれども、そこでこれは最低規定であつて、最低の補償の限度をきめた規定だ、こ

れより不利でない條件で補償することになつてゐるのですから、そうするとこれが今後いろいろ／＼な争ひも出て来ると思つたのです。これは争ひに對する規定としてあるようですが、これが最低でひよつとすると多分多くなるかも知れない、その異議の申立や何かあつたら……。そうしますと日本の負担はこれが最低でも多くなる場合、百億よりも多くなつた場合には次の年度には拂う、こゝういふことにはなつておられますが、この額がきまつていないわけなんです、全体としては……。こゝういふ問題は広義の賠償でありまして、こゝういふ賠償と一緒に考へるのが私は本當である、これがどうして一緒に考へられなかつたか。

○國務大臣(池田勇人君) これは国内における財産で、而もこゝういふふうなやり方で補償する、これはきまつてしまふものでございまして、私は他の賠償よりも別個に一つこれからきめて行つた方がいいのじやないか、こゝういふ考へでやつたのであります。

○木村禮八郎君 こればかりじやないのです。全体として今度の經濟關係のいろいろ／＼な問題は、全部これからの交渉とか折衝に委せるもので、これもまあその一つの例だと思つたのですが、こゝういふふうなことで何故不確定のまま調印しなければならなかつたかといふことが大きな問題だと思つたのです。經濟的な点からどの程度調和についてお考へになつたか、私は非常にその点不安で、アメリカの戰略的利益に早く奉仕しようとして、或いは戰略的利益に奉仕することによつて何か向うから援助と同情を得たい、こゝういふことに焦り過ぎたのじやないか。その結果とし

て、條約はできた、併しアメリカに期待した援助と同情というものはこれから折衝するのですから不確定であつて、それでまあ取引にたとえては悪いかも知れませんが、非常にまずい、不利な取引になつて来るのじやないか、こゝう考へるのですが、それもこの一つの法律案を、これでちつとも確定してゐないものであつて、これは最低限を規定してゐるので、先ずこれは多くなればならない。不利な條件で補償しなければならぬ、こゝういふことになつてゐるのですからこの点、經濟全權として行かれた大蔵大臣は、我々は非常に遺憾に思つてゐるのですが、その經濟關係が全体不確定のまま調印されたといふことについてどうお考へになつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 經濟關係が不確定のままといふのは賠償がきまらなから……。

○木村禮八郎君 賠償ばかりでなしに防衛分損金、外債處理の問題、これでもこの補償の問題として、全体として講和後における日本の新たな經濟的負担……。

○國務大臣(池田勇人君) 講和後の經濟負担を一切は考へておりますが、而も賠償その他は相手のあることでございまして。それから外債の支拂の問題その他の問題につきましてもこれから折衝の問題である、こゝういふことがきまらなければそれは調印はできぬ、こゝういふことが国全体としていいか悪いかといふ問題を考へなければならぬのであります。従ひましてきめるものはきめて、そして早く平和條約を結ぶべきである。今後の問題は各国が共

下において行政協定が結ばれると思うのでありますが、それが結ばれたとして、駐留費の負担或いは国民の権利義務等に関係しますところの国内立法が必要になるのではないかと考えるのでありますが、行政協定の中に、政府であらかじめ政府とアメリカとの間に、或いは日米合同委員会におきまして、こういう法律を作るからという約束をする、そうして協定の中にいつ何日の開議決定のこういう法案によつて、これは処理するのだというような協定が仮に結ばれるといたしますと、これと同じようなことになりまして、国際信義にもすぐ関連して来ると思ふのでありますが、将来こういうことは絶対にないので、この点……

○國務大臣(池田勇人君) その問題とこれは私は少し違ふと思ふのです、性質上、いつ／＼の閣議決定に基いたものを土台にしてこういう條約を作る、こういう例は將來はございませう。それからお話を行政協定によつてこれから國民の權利義務、或いは負担に関する問題があるが、これは立法事項であればそれを立法化する、それから予算事項であれば予算化するの、ございませう。これとは性質が違ふと思ひます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、この連合國財産補償法案は、不利でない條件で補償されるということをまあ代表して約束したわけでありませう、そこで條約審議というのを離れまして、一つの補償法案だけを、じやこれを国会において不利にも有利にも、不利になつてしまつたらこれは無効だと思ふのでありますが、不利に一時でも、ちよつとでも、例えば一銭一厘でも不利に修正したら無効になる。従つて不利に修正するといふ国会の審議権はなくなる、こういうふうな解釈してもよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) 審議権がなくなるという意味はございませぬ。国会の審議の結果が不利になつた場合にはどうなるか、こういう問題でございませう。そこでそういう場合があつては困りますので、先ほど来言つておる通りに、條約と一緒に進んで行かなければならぬ問題だと考へております。

○菊川孝夫君 で、仮にそれは一緒に進んで行かなければならぬ問題であるが、そうするとこれは一旦條約が国会を通過したといふことになつたならば、もう連合國財産補償法案といふものは、少くとも不利でない條件に必ずしななければならぬ。国会で連合國が有利なようにして可決できるけれども、不利に可決するといふことは絶対にできないものである、そういうふうな解釈によつてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) それは平和條約と一体をなすと思つておられます、国会の審議も一体にきまると私は想像いたしております。

○菊川孝夫君 そうしますと、連合國補償法案なるものは一応内閣がきまつておられますが、その決定に當りましては、前以てこれは關係國との間に折衝を重ねた、いわばこれは一つの條約に等しいような性質を以て立案決定されたものである、こういうふうな解釈によつてよろしいと思ひますか。而もそうしますと、關係各國に、この連合國とのどのくらいな範圍において交渉されたものであるか、或いはその招請國であるアメリカとイギリスの間だけで折衝されたものであるか、この点について伺いたい。

○國務大臣(池田勇人君) それは先ほど申し上げましたように、普通ならば平和條約の條項となるべきものである、従ひましてそれをに入れるという説もあつたのでありますが、そうなりまゝとなか／＼條約も長くなりまゝです。又時間的にも延びるということがありますので、先ずアメリカ合衆國と話をし、そしてアメリカ合衆國が又イギリスとも相談をせられて、そして結論に相成つたわけにございませう。で、アメリカ合衆國及び英國だけかといふことになりまゝと、私はアメリカとイギリスがどの程度にほかの

國と相談せられたかは存じませぬが、少くとも我々の相手として交渉したのはアメリカを主とし、これにイギリスの意見が加わりまして、三者で一致したのでございませう。

○清澤俊英君 委員長ちよつと関連で。大分面倒になつておりますが、今のやつですが、そうしますと、この連合國財産補償法案といふものと、平和條項の中にある十五條の「千九百五十五年七月十三日に決定した連合國財産補償法案」といふものは、これは同じなものでございませうか。同一なものでございませうか。

○國務大臣(池田勇人君) 實質的に一体をなすものと思つております。

○清澤俊英君 一字一句違つておられますか。一つも違つておりませぬか。

○政府委員(内田常雄君) その点はこの委員会において私からもたび／＼御説明申し上げましたように、趣旨においては全く閣議決定したものと同一であります。ただ私は一、二例を挙げて御説明しましたが、第二條における「連合國」の表現の仕方、或いは第三條における「開戦時」といふようなものにつきましては、当初閣議決定案ではただ「開戦時」と使つたのを、條約が調印された後に、この「開戦時」といふ字が「千九百四十二年十二月七日」

このようにことに確定的にきまりましたので、そのように文字を直し、又「連合國」の範圍も、平和條約における第二十五條の範圍における「連合國」そのものであるといふふうに、こういうふうに直したのでありますが、併し實質的には同一でございませう。

○清澤俊英君 そうしますとさつきから大分問題になつておるが、これを提案せられるとき、やはり木村さんが言われるように、條約と共に承諾を求められたいことなるので、この法案として出されて私に審議しろといふことは、どういふことなんですか、どういふことを審議せよといふのですか。

○政府委員(内田常雄君) 條約は政府が調印いたしました、憲法七十三條によりまして、国会の承認を求めなければなりません。法律案は、これは内閣又は国会が起案いたしましたして国会がこれを制定いたしましたのであります。従つて條約におきましては全權代表が調印をいたしましたし、承諾の手續をとつておりますし、法律案になつておりますから、實際的には、條約に規定すべきことを規定をいたしましたのでありますけれども、法律案の形に従ひまして政府が起案して国会の賛成を求めて、国会の立法権によつて、これを法律化せんとするものであります。両方に対しては国会が承認し、制定されるのであります。そこで今回條約と共に国会に提出いたしましたして賛成を求めらるわけになります。

○清澤俊英君 そがおかしいのじやないかと思ふのですが、ちやんとこれには内閣の法案としてきちんと出ておる。それを修正することもできない、どうすることもできない状態のものを持つて来て審議せよといふから、こういう形になり、これはおかしい話になるのだ、もつとあつさりした形で取上げられたら、こういう紛糾をしないで済むのじやないかと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) 国内的には、国会の關係におきましては條約の一部として十五條何項かに分ちまして、長々と規定いたしましたして、国会の承認を受ければこれはお説のように簡單であります。先ほど大臣からもお話をございまして、日本、日本の條約の締結相手國が五十數カ國、現實には四十八カ國等を相手といたしまして、條約をできるだけ早くまとめるといふような主張がございまして、連合國と打合せの結果、條約を早く成立させるために一番日本側に有利な形としてこれらの形をとつたのであります。

○清澤俊英君 これはたださういふお話になると、何かどうしても一応形式的な審議をしなければならぬ、こゝういふ順序ができておる。ですから承認してくれと言つて来られたのでは……、やはり手続的な形で出されるものを作つたほうは問題が解決して、幾分でも國民がこの法案自身を我々が参加して作つたのじやないのだといふ、こゝういふことははつきりするのじやないかと思ひますが、それを何かちやんと内閣で作つた條約に入れるべきものを、ほかに法案にして、國民の代表が参加してこの法案を作つたといふ形にものを持つて行こうとするところに非常に面倒さができて来ると思ふ。もう少し簡單にそれをはつきりさせる方法はないのですか。そうすればこんな紛糾は要りませんよ、何日も何日もかかつてた／＼しておること

は……。

○政府委員(内田常雄君) 御質問の中心はよくわかるのでありますが、国会の意思は、或る場合には條約の承認という形で現われ、或る場合には国内法の立法という形で、いずれも国会の意

○菊川孝夫君　これはちよつとむずか

要
お御説明申し上げたいと存じますが、法律案は、お読み下さつておられらうに、非常にこまごまとしたことを定めております。実を申しますと各の例によりまして、條約の中に同の規定を挿入いたします場合に、タリアとか、ハンガリア、ブルガリア、フィンランド等の例を見まして、れほど詳しい規定は條約の中には入っておりません。イタリアでは七十七條、ハンガリア、ブルガリア等においてはそれより條約の二十四條、二十條等に書いてあるのでありますが、の結果イタリアの例を見しても、えは戦争の結果の損害とはどこまであるのか、補償から差引く金額があるのかどうかというような細かいことと問題になりました、かなり詳しく條の中に入つておりましたが、行政的也非常に困難を來たしまして、イタリア等かなり苦しい目に會つてゐるような状態であります。そこでそれらの問題を解決いたしますために、細かいことを法律の規定に譲りまして、趣としては關係の連合国も賛成せざる得ないような形をとつたのであります。このことにつきましては私めたび御説明申し上げましたが、各連合国は條約から分けて法律を作る方法のうがよろしい。然らば條約の調印前、先に日本が法律を作つて公布しろと、うことで、條約の草案が何たびか改正されまして、最後に固まつたのは御存知のように八月十五日であります。が、八月の十五日に至る前の七月十三日の草案、七月二十日の草案として日本側に送られて來たり、又世界にも發表されました草案におきましては、十五

前のほうを略して申しますと、これらの連合国の財産が戦争の結果損傷若しくは損害を受けている場合には、一九五一年〇月〇日に日本国の国会が制定した法律第〇〇号に従つて補償される、こういうことに十五條を公布し、従つて日本の国会が先に法律を公布すると、こういうことでございまして、これについていましては、條約の調印が済まないで補償の原則さえも国会としては正式には関与しない前においてかような法律の御審議を願うということ、日本の国内の運営としても極めて適当でないという趣旨の下に、最後まで粘つて、八月十五日の改正案では今日の條約案のように形を変えまして、閣議決定を引用し、それと同じ、つまり不利でない法律措置を講ずると、こういうことになつてしまつて話がついたわけでありまして、この経過につきましては、第十一臨時国会、議和全權に關連する国会におきまして、總理の演説の中にもその趣旨をお述べになつておられます。御記憶のことと存じます。

○木村禮八郎君 その件については、平和條約委員会における岡田宗司君の質問に対して内田さんが答えておられるのを私速記を読みまして了承しております。イタリアの場合に比べて成るべく戦争損害というものの範圍を極めて負担を軽くしようとしてくれるように努力を拂われたことは、條約委員会における内田政府委員の御説明でよくわかるのです。併し必ずしもイタリアの場合に比べて有利であつたかどうかは、イタリアの場合には、岡田君が質問していましたが、こゝむつた損失を償うために必要な額の三分の二の限度まで拂うということで、三分の二になつ

ていますね、併し日本は評価がきまれば一〇〇%ですから、必ずしも有利とは言へません。その変りに、だん／＼範圍を狭くしようとして、又控除なんかも考へていられると思ふのですが、それほど意見が、大体今承つたようによそで意見がまとまつており、そうしてこれがあとで紛争が予想されないというところがきまつてゐるのならば、その條約のただ文字が長いというだけなんですか、入れてまづいいのは、どうもそこがおいしいですね。

○政府委員(内田常雄君) このことは國際關係もありまして申しにくいような氣もいたしますが、この條約なり、殊にこの條約に基くこの法律案の條項をこの通りきめましてつきましては、アメリカ合衆国が相當の補償になりまして各連合國を抑えてくれる。いつもお尋ねになるのでありますが、和解と信頼的な見地をアメリカ合衆國は大変とつてくれまして、みづからの責任において相當の連合國を抑えてくれる。従ひまして私も合衆國を中心として話を進めまして、それ以上これらの細かい問題を條約の中に持込みまして紛糾を起さないほうがこの場合我が國としては利益と見て処置いたしましたものであります。

○木村禮八郎君 併しそれはおつしやいますけれども、この十五條は、きめたいよりも不利でない條件で補償されるとなつてゐるのですから、必ずしもそのなるかどうかかわからないわけですが、それは希望論です。希望論と考へます。これは最低限度をきめたのだと思ふのです。そうじゃないですか。

○政府委員(内田常雄君) そこが合衆國の面子でありまして、少くとも閣議で決定した條件を内容とする法律案をきめてもらへばあとは合衆國が引受けるという態度のようでございまして。

○木村禮八郎君 そういふ点が今度の平和條約全体を通じて問題になると思ふのです。例えばフイリピン島の賠償にしても、今度の選挙でロムロ氏のあれが引續返つたらどうなるんですか。いろ／＼な國際情勢によつていろいろな変化があるのではありませんか、そこは條約にはつきり規定するのが本當なんです。それによつて初めて和解と信頼で、日本の補償限度というものはつきりわかる。仮に多少負担が多くなつても、はつきりすれば日本の心がまえははつきりするわけですね。全体として最近パナマがはやつたり、競馬といひ、博打みたいなものがはやつて、何となく日本全体が、こんな嚴肅な講和を結んだのに、みんなの氣持がちつともびんとしていないという点は、經濟的な條項においてちつともびんとしていないからなんです。何だかアメリカが何かしてくるのじやないか、何かしてくるのじやないかと言つて、アメリカの戰略的利益に奉仕したという結果として何か期待しているようなところがある。そういう点をなせばつきりしなかつたか。はつきりしないために、いいについても悪いについても非常にそれが障害になつてゐると思ふのです。今政府委員はそう期待すると言つたが、國際情勢も変化して来るのですから、そう思つてもそれでなくなつたらどうするのですか。それじや條約といふものはなせ結ぶのか。それを成るべく具體的にはつきりきめるのが本當であつて、それに努力していかないで、あと全部成行きに任すという形になつ

てゐるのじやないですか。それだから非常に不安がある。今の御説明によると、入れられないことはないと思ふのです。どうもそれだけの御説明では納得行きませんよ。

○政府委員(内田常雄君) 只今の木村さんの説は御意見でありまして、先ほど私が答へし、又木村さんの御質問にお答えが足りなかつた点であります。この法律案の内容は、最低限度であると同時に、最高限をきめるものでありまして、法律が一旦制定されますと、十五條の關係におきましてもこれは最高限でありまして、各國が批准をせられこの條約が成立する場合にはおきましては、これ以上の補償の要求は出ないものと解しております。

○木村禮八郎君 それでは十五條と矛盾しないですか。十五條はこれより不利でないというのですから、有利でもないわけでしょう。有利でもないといふことになつておるのにそういう解釈になると、これは重大な問題です。それからそれならばなぜここにいろいろな紛争が起つた場合に異議を申立てるとか何とか、こゝろの條件があつて、それで又そのときどき裁くかといふことについての規定があるのですか。そんなにはつきり言明してよろしいのですか。

○政府委員(内田常雄君) 異議の処理等については、個々の査定の問題といひまして、しば／＼御説明申し上げたように、請求する側の連合國人が華証責任を持つて請求して参るのに対して、その査定は日本の政府府できめるのであります。従ひまして日本側の査定に服し得ない場合には、十八條の規定によりまして異議の申立をする

といふことでありまして、これは別に補償の最低限度、最高限度という原則の問題にかかわらないと存じます。十五條から出て参るこの法律は、十五條の規定よりも甘い内容の補償措置を講ずるか、或いは十五條に規定せられる閣議決定より一ぱいの補償措置を講ずるかを全く日本側に委せておるものでありまして、合衆國の了解におきましても閣議案と同一のものをおききするならば、それで日本側の條約の義務及び従来の約束は果されたとの解する、かように理解しております。

○木村禮八郎君 この点非常に重要ですから、なお念のためにお聞きしますが、国内法に対して條約とどちが優先的に効力があるのですか。條約で定められたものを日本の国内法でこれを制約できますか。その点は非常に重要だと思ふ。若しできるならどういふ根拠でこれが最高限であつて、これ以上の補償を要求できないという根拠がどこにあるか、これをお示し願ひたい。

○政府委員(内田常雄君) 勿論この国内法の關係におきましては條約が優先いたします。その條約におきましては七月十三日の閣議決定よりも不利でない條件内容を含んだ法律措置を講ずれば、それでよろしいといふふうに條約自身が規定いたしておりますから、日本側の諸般の立場上、更に日本側が議つて考え直しまして七月十三日の閣議決定より有利な條件を含む補償法を作ること、これは国会の立法権の措置として勿論可能なことであります。が、この條約で定められておる閣議決定のぎり／＼の法律案を作ればそれが最高限度の補償の額として各國で承認

する、かように理解しております。

するものと存じます。

○菊川孝夫君 只今の点に関連して問題になりますのは、先ず百億を越えない限度ということになつて来るだろうと思ひますが、従ひまして百三十億或いは百四十億ぐらいの申出があつた場合に、大蔵大臣はそれをどうしようにしたい順序でこれを査定をするか、この査定順序その他はどう考へておるか、どういふふうにこれを削るか、その年度内においては百億を越えないと言つてゐるから、従つて百億だけはどうしてもやらなければならぬということになるだろうと思ひますが、そういふふうに解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(内田常雄君) 昨日……

○菊川孝夫君 ちよつとこれは昨日あなたにお聞きしたので、一臣にこの点だけは聞いでおかなければならぬ、予算の問題に関連しますから……

○國務大臣(池田勇人君) 事務的なことでありますから、事務当局から答へさせていただきますが、特に御要求でありますから、これは大體私の方では二百六、七十億になるのではないかと考へております。然るるところ百億に切りましたのは、財政上の都合であります。それならばまあ全體が二百六、七十億の半分の百三、四十億になつたらどれから拂つて行くかという、こういう問題は、これは細かい問題は施行令か何かできめたいと思ひます。按分で行くか、順位で行くか財産の種類で行くか、又外貨で拂うものもありますから、そういうものが具體的に要求がありまして、そうして施行令でその順序、時期等をきめるべき問題と考へております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、百億だけはとにかく限度として二百六、七十億ということになると、三年間かかつて補償しなければならぬということになります。百億という予算額を出して来た場合には、政府のほうで出して来た場合においては、予算審議におきまして、昔の丁度皇座費に相当するようなものであつて、一億百億といふことについては、もう審議をしてこれを修正したり動かすことができない、こういうことになるわけと私は思ふのであります。そう解釈してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) これは厄介な問題でございますが、ここで予算の審議権を拘束するかどうかという問題でございますが、これは予算の審議権といふものは、これは全体として考へる場合、全体として、一体として考へなければならぬと思ひますが、ここで一億百億円と意思決定があれば、これに従うべきだと思ひます。従つて予算審議権におきまして、この百億円として法律には一億拘束されると思ひます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、まあ三年ぐらいのうちに日本の経済情勢も、財政状態も相当変つて来る。こういう時代でありますからどういふふうになるかわかんないと思ひますが、そうすると百億だけは如何なる情勢が来ようともとにかく来年、再来年ぐらひはこれは予算上においては動かすことのできないものである。昔の皇座予算的なものにこれはどうしてもならざるを得ない、そう考へてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) 大體そう考へております。

○木村義八郎君 それではこれが最高限度と決定された、こういうわけですが、補償のいろ／＼な條件ですね、例へばこういう場合に、戦争によつて被害を受けたのはこういうふうな補償する。そういう條件としては最高かも知れませんが、それから来る生じて来る金額ですね、補償金額の問題です。これはこれから實際はわからないわけですが、ですからこれを、最高限度をきめてその補償金額とか補償の大きさといふものについては最高限をきめたといふことは言えないでしよう。

○政府委員(内田常雄君) その通りでございます。大臣からはお話のありました二百六、七十億という金額もこれは連合国と全く打合せた金額でないものであります。條約の第十四條の關係で、賠償額等について定められる單位を與にするのであります。これより若干多いかも知れませんが、私どものつもりではこれより少くしたいと考へております。

○木村義八郎君 さつき御質問したのは、異議の申立というものは、十六條二項に、日本政府がきめたのと異なる金額を請求権者が要求した場合は再審査しなければならぬ、これは非常に重要なところと思ひます。ですからそういう意味で、最高限をきめるということでは言えないのであつて、私はそういう意味で質問した。ところがさつきから最高限、最高限とおつしやいますから、じゃその最高限という意味をもう少し、私は法律が専門家でないものですからさつき説明して頂きたい。

○政府委員(内田常雄君) 私が最高限をきめた申ししたのは、この補償の條件等について一九五一年の七月十

三日の閣議決定を限度として、ここでそれを最高限としてこの法律案を出しておるといふことを申しておるのであります。個々の金額等につきましては最高限もきまりませんし、最低限もきまらないわけでありまして、これは余計なことかも知れませんが、二百六、七十億よりも多いかも知れませんが、或いは少いかも知れませんが、これは昨日も他の委員から御質問がございました点であります。会社に対する補償額の關係におきましては第十二條の關係によつていろ／＼考慮する点がござい

ます。それらにつきまして具体的に現在計算はできませんので、当然この二百六、七十億円の計算の場合におきましては、連合国人の關係のある会社につきまして、会社の損害額といふものを概算しておるものであります。それから順序を逐つて厳密な計算をする場合には、小さくなる部分もあらうと存じます。更にこの請求期限も御承知のように二段階になつておりました。返還の期限が第十五條において十八カ月ときまつております。それまでに請求書の提出されないものは請求権放棄として計算しますから、そういうようなものが出ますと、それだけ減つて来ます。

○木村義八郎君 それでは第二十條で、補償審査会の組織及び運営に關し必要な事項は政令で定めるとあります。それはどういふふうなものですか、まだできていないのですか。

○政府委員(内田常雄君) まだできておりません。これも昨日申しましたように、二十條で大蔵省の附屬機關として連合国財産補償審査会を置くということをきめただけでありまして、大蔵

省設置法における別表等にこの審査会の規定を掲げまして、それに基く審査会の組織、運営につきましては、或いは單獨の政令で定めようか、或いは大蔵省設置法に基く総合的の組織規程を政令の中に織込むか、その辺研究中でございます。

○木村義八郎君 それから第二十五條の実施規定ですが、これはまだきまつていないのですか。

○政府委員(内田常雄君) さようでございます。二十五條は補完的に設けた規定でありまして、今の私どもの考へでは、成るべく具體的に必要の起る場合もあらうかと思ひます。必要の起る都度折衝の過程においてきめて参りたいと考へております。従つて現在は総合的なものを用意いたしておりません。

○木村義八郎君 問題は、この法案の国内法として制定の趣旨は、議和の促進をスムーズにするために條約から除かれたといふことにあるのですが、若しも條約に入れてこれを審議してあるという／＼争ひその他があつて長引くので、こういうふうにしたのでしようが、併しそれで具體的な、補償審査会とか、その他具體的な／＼の手続は今後制定する、併しそれはまだ予定されてはつきりきまつていない、こういうことになつておるのですが、そういうことがはつきりしていかなくて、今後／＼の紛争といふことは予想されないのですか。事前に争ひがあつて、講和調印の前／＼折衝してまゝで、意見が、違つた考へがなく、一致して條約の中に入れて判を押せばそれが一番いいわけなんですけれども、その紛争といふものを最後に

してあるのではないか、こういうように我々は考えるのですが、如何がですか。

○政府委員(内田常雄君) お尋ねの通りであります。ただこの十八條の異議の申立、或いは二十五條の政令関係等におきまして問題になることは、主義、主張或いは條件等につきましては、問題ではないに、個々の金額査定について問題が主たる対象であらうと存じます。適当な例ではありませんが、個々の課税、所得等の通知に對します審査請求のような形で異議の申立がなされる、さうなものであらうと存じますので、あらかじめ諸般の原則をきめてからなければならぬものでないかと存じます。勿論万法律の形だけでは補償金額の査定等はできませんので、これは先般来委員会ではしばしば申上げておるものであります。動産等の損失請求に對しまして、動産の中に一体ミケランジェロがあつたか、ミレーがあつたかといふことは、これは証拠物件も出せないものでありますから、不動産との率において動産の損失額といふようなものを算出し出すような、便宜上の行政上の算定方法を用意しなければならぬかと思つております。(併しむずかしいですよ)と呼ぶ者あり)

○木村禮八郎君 十五條自体については、先ほど最高限と言われましたが、十五條による紛争といふことはないので、おかげがいいのですが……

○政府委員(内田常雄君) 十五條には争ひは予想されません。先ほど申上げましたように、この法律案の内容は、七月十三日の閣議案の内容と全く

同じでございます。その閣議案につきましては、アメリカ合衆国を主とする連合国の承認を得たことになつております。又この法律案自身につきましても、国会に出すと同時に英文にいたしましてアメリカ側その他と打合せを遂げております。

○木村禮八郎君 今十五條と言いましたのは、十五條に基いて、今度廻つて来たこの法律自体において、これを有利に有利に、さつて言われたらう／＼の條件をもつと有利にしたいという各国からの要求がないかどうか、それがさつきないというお話なんです。どういふわけでないのか、それから又、今後この補償を支拂う場合、これは實際問題として賠償等がその他と競合して来ると思ふのです。日本の財政自体において……来年度それは百億拂うことになつておつても、い／＼／＼なほかのほうに關係して来るのではないかと、これは百億必ず拂わなければならぬ、といふことではないでしようが、競合の問題といふことが起つて来ないので、賠償や何かい／＼な問題とかが、便宜上というものは予想されないかどうか。

○政府委員(内田常雄君) 條約十五條に基きまして出しましたこの法律案に定めた條件そのものにつきましては、先ほどから申上げておりますように、各国も了解しておられますので、別段苦情の申出はございません。なお又個々の補償の請求に對しまして、我が国の他の財政との関連であります。これは先般もお話に出ましたように、仮に計算の結果一會計年度に補償すべきものが百億を超えるものがありまして、一會計年度百億にとどめるのであ

りますから、この百億の範囲における補償をする。他の財政との關係におきましては、この百億を基礎として他の方面の負担を調整して参る。なお日本の財政全体から見まして、この條約を日本が承認いたしました以上は、この点に關しまして百億程度の措置はとつて参らなければならぬものと考へております。なおこの百億につきましては、例へば三十億とか五十億とかいふものを一會計年度の負担にいたしました、できる限り調整をとることに成功いたしますとよかつたのであります。が、私どもの努力が足りませんで、百億といふことになつたわけであり、この点は申訳ないと思つております。

○木村禮八郎君 大蔵大臣にお伺いいたしますが、賠償なんかについて今後さういふ国内法的な立法措置を必要としないか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今のところ国内法的な立法措置を必要とする必要はないと思ひます。まだ十四條の原則がきまつただけで、個々の問題を折衝いたしておりますが、私はさういふことはないと只今は考へております。

○木村禮八郎君 ないことを我々は予想するのですけれども、ここにも一つのさういふ例が出て来ておるのです。出て来ることを我々は恐れる。さうしてそれをなると、これも実質的に予算の審議権を制約することになるのです。賠償も、例へば来年度恐らくさういふことがきまつて来れば、始終日本の国会で賠償に要する金額が多過ぎたといつて否決されたり或いは修正されたりするといふことが考へられるのです。

さういふことであれば非常に伸縮性があるのですが、これは一種の広義の賠償なのです。ただ個人の要求か、国家の要求かの違いがあるだけである。個人の要求に對してさういふ法的措置をとつておる。国の要求に對しても恐らく私はさういふことが出て来ないとは考へられない。ですから、さういふことを一つ明確にしてもらわないと困難な問題が起ります。重ねて大蔵大臣は、さういふような問題が起つたときには、さういふことをしないように努力されるかどうか伺います。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど申上げましたように、私の考へではさういふことは起り得ない。起つた場合におきましては、勿論さういふ立法措置はやりたくないと思ひます。

○菊川幸夫君 その点に關連して。この前の委員会でもその点御説明があつたのですが、今大蔵大臣はつきり賠償に對してはさういふ立法措置は作らないであらうといふことを言われましたけれども、私はむしろ起つて来るんじやないか。具体的にいふと我が心配しておる点を申上げて大蔵大臣に御説明を受けたと思ひますが、役務の賠償といふことになつておりますが、さて役務賠償といふことになりますると、相当或いはワイリピンなりインドネシアあたりへ行つて、例へば鉄橋の架け替えをしなければならぬ、或いは汽船の引揚げ等をやらなければならぬ、さうなつて来まして、日本の個人がそれ／＼自由の意思によつて、募集をしてそこへ差向けなければならぬことになつて来ると思ひますが、応募者は全然ないといふ場合、又こちらへ一つ紡績会社で原綿を送るからこれを糸

に紡めと言つて来る場合に、幸いにし入札制度なんかで応募者があればいいけれども、ない場合等におきましては、私は政府はやはり強権でも何でも、一旦約束して来た以上は、これを履行するように命令を出すような權利をどうしても持たなければならぬ。これは今のさうな状態において、アメリカの言ふことであつたら、或いは外国のものであつたら飛びつく時代ならよろしゅうございしますが、さういふ場合、予算の或る程度の範囲内においてこれをやらなければならぬといふ場合においては、私はときと場合によつてはこれは強権発動をしなければならぬ。東洋紡績へ持つて行つても鐘紡へ持つて行つてもやつてくれぬといふことになつた場合に、どつちかにこれを引受けさせるといふことを、場合によつてはやはり法的な措置によつて、そんなことは想像するだけやばだとおつしやれば別ですけれども、経済情勢といふものはとき／＼變つて参りますので、特にさうな國民の思想も、或いは政治的な意識といふものも變つて参りますから、そんな馬鹿なことを引受けなすといふようなことにならぬとも限りません。ドイツのさうにヴェルサイユ條約を結んだときとその後情勢とヒットラーの指導によつてああいうふうになるのでありますから、それはどういふふうになるかわからぬが、その場合にはやはり國際信義といふことを考へる上においてその措置は必要だと思ひわけでありまして、その点全然さういふことはやらぬつもりであります。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど木村さんが言われたように、さういふ徵用

令だとかいう／＼なことは私はやりたくない、そういうふうなことをやらなければならぬような賠償では日本の存立を危くするものだと考えております。

○木村義八郎君 広義の賠償の意味において御質問するのですが、今後日本の経済存立に重大な影響があるのですが、個々に折衝して行きますと、例えばフィリピンにこれだけやつたとき、今度はよそでこれだけよこせとかいふことになる、絶折的に、何かこれは総理が賠償会議みたいなものを開くことを望むというふうなことを語つたと新聞にもよつと出ていましたが、何かそういう構想はないのでございませうか。ここだけでなく全体として何か日本に対する賠償要求国が集つて、日本の存立可能な条件ではこのくらいしか拂えないんじゃないかというのを何かきめるとか、そういうものを何かアメリカで斡旋するとか、何かしなければ寛大にならないと思うのですが、何かそういうような構想はないのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 木村さんがお考えになつておられるように、なか／＼むずかしい問題でございませう。従つてあなたが今言つておられるように、金銭できめるか何かして早く限度をきめたいいいじゃないか、この限度をきめるためには一年や二年平和条約が延びるかも知れない。我々が平和条約をいつまでも延して占領治下に置くわけにいかんから、早く一人前になつて、そろして一つの独立国家としての力を持つて交渉したほうが得策だというのでやつたわけなんです。この点はあなたと見解が違ふのですが、早く独立国家

にして、そうして対等の地位で賠償の折衝をしたい、こう考えておるのであります。そこで今後どうやつて行くかという問題で、総理はどう言われたか存じませんが、私としてはAという国と先にきめて、Bが又どんなものを持つて来るかわかりません。Cがどんなものを持つて来るかわかりません。こういうことから考えまして全体の金額というものは一応頭に置いてなければきめられんと思います。若し全体の金額が、スケールがまとまるまでは一つは又相手国がきかんでしよう。だから何と申しますか、全体を考えながら個々に折衝をする、こういうことにならざるを得ないと思ひます。そこで賠償会議を開いたらどうかという考え方もありませう。併しそれが日本のためにいいか悪いかはわかりません。やはり今後の賠償請求国の状況を見て慎重に考えて行かなければならないと思ひます。

○木村義八郎君 大蔵大臣非常に重要な根本の問題について御答弁になつたんですが、成るほど大蔵大臣は非常に、私は財政演説を見ますと、手放しではありませんけれども、今後相当財政負担の、講和後における財政負担を覚悟しなければならんと言つておりますが、結論としては非常に樂觀的な結論になり、只今承りますと、これは相当賠償は大変なんだ、これは本當のことだと思ふのですが、ただそこで非常に重大なことは、こんなに重大な賠償の、大変である賠償の問題がきまらないうちに、なぜ調印を急いだか、それは大蔵大臣は日本が早く独立するからと言われるけれども、その結

果として非常に國際的にも日本の安全が危険になるといふことも、最近ではこの講和調印前後に於いては、日本の人心はどつちが安定したかと言え、講和調印できた後のほうがむしろ安定してないと思ふのです。いろいろ例えれば立川において防空演習をやるとか、こういうふうになると人心は不安です。わざ／＼不安になるような條約をなぜ早く急いだか。そこが又經濟的にも今後大変なんです。ですから大変だからこそ一年、二年遅れてもなせ悪いのですか。日本の安全と日本の經濟自立のためにこんな重要な問題を一年、二年をどうして争つてやるか。私たちはこの講和條約がいゆる日米安全保障條約と不可分の關係にあるアメリカの戰略的利益的のためにこれが急がれたというふうに我々は解しておるわけです。又海外の評論も言つておるのです。それに對してなせもつと慎重に、私は講和條約ができることを、各國ともできることを望むのでありますけれども、わざ／＼そういう經濟的困難、それから日本の安全といふものが保障されない状態の下でこれを急ぐべきじゃないという見解から、意見からそのことは根本的に大蔵大臣とも違つておるわけなんです。そんな、もうこうなつて我々が反對して見たところで仕方がない。そこで、どうするかと言え、この賠償の問題を何とかしてコンクリートに早くしてもらいたいということなんです。そうじゃないとイタリヤの場合、大蔵大臣と議論しましたけれども、額については違ふかも知れませんが、きまつておるのです、はつきり……。そうすれば經濟政策の目標の

立て方も、これはやり方は又あります。一年耐えればいいんだ、二年耐えればあとは完済されて我々は今度楽になるといふ政策が出て来るのです。ところがこれは不安定のために、これは財界だつてそうだと思ひし、勤労者も同じだと思ふ。經濟政策の立て方が非常に困難になつて来るのです。ぐらついて来ると思ふ。今後大蔵大臣はこの点について、日本の財政金融或いはその他經濟政策を立てる場合に自信があるかどうか。こういう意味において非常に大変である、而も今のお話を聞くと、全然見通しがわからな

いのです。結局これがぼや／＼していつまでもやつていけば拂わなくてもいいというふうにかく私は見られないうのです。この前のドイツの例のように、これは直刻にやはり賠償を拂わなければならぬ段階が来ると思ふのです。この将来の賠償と日本の經濟自立についての大蔵大臣のお見通し、特に大蔵大臣はこういうことを財政演説で言われておる、若し日本が自立不能のやうな條件が課せられたならば、和解と信頼の精神に反するんだ、こういうふうには大蔵大臣は言われておる。それだけなんです、大蔵大臣が言われておるのは、反するといふ、大蔵大臣幾ら言われてもそれは條約でこれだけ取つちやいないといふことがきまらなかつたのですから、あとで幾ら不平を言つても仕方がない。そこで條約で賠償の問題をはつきりしなかつたかが問題になるのでありまして、ただ和解と信頼で、若しか苛酷な賠償をして来たら、要求して来たら和解と信頼の精神に反するといふ、こういう反對論だけでこれが解決されるものかどうか、

その点大蔵大臣にお伺ひしたい。○國務大臣(池田勇人君) 木村さんは私が樂觀しているといふことを結論されるのですが、何も財政演説で樂觀して言つたことはございません。私は事實を事實として申述べ、そして國民の努力を要請してこの難關を切り抜けよう、こう言ふので、以て樂觀したことばございません。第二の占領治下であれば、早く賠償がきまると思ひますが、独立国家になつたら賠償額がきまらん、こういう前提は別といたします。私は占領治下にあつて賠償の問題をきめるよりは、独立国家に早くやつて、そろして賠償の問題をきめたほうがいいと考へたのであります。占領治下であれば賠償の額が少くなつて、独立国家になつたら賠償額が多くなる、こういう断定はできません。然らば國民が早く平和條約を結ばうという氣持を反映して、できるだけ多數の國家と平和條約を結ぶのが私は國民の願望だと思ふ、願ひだと思へて、そういう説をとつたのであります。そこでこの点は木村さんと見解が違ふのであります。したが、いつまでも占領治下におつてどれだけの賠償を拂わなければならんかと、不安でいるよりも、こういう和解と信頼の平和條約で、日本の存立可能の經濟を営む上におきましては、十四條のあの義務賠償より以上にはできないのだ、こういう一つの枠をきめてもらつて、存立可能の經濟を営むといふことを前提にしておるのであります。それから、おのずからそこに枠があるのであります。これは広い枠であります。その枠をどういうふうにきめようかというのがこれから問題でありませう。私は占領治下でこの問題をする上

りも、先ず日本が本當の意味の、賠償の能力がないのだ、こういう平和條約といふものは和解と信頼に満ちたものであると考へておるのではありません。如何なる要求がありましようともあの十四條の精神は動かすことはできません。だから十四條の範圍内におきまして、共存共榮、お互いに誠意を盡しながら折衝して行けば、そこに解決点は見出し得る、こう考へておるのであります。

○木村義八郎君 大蔵大臣は私と立場が違ひますけれども、大蔵大臣の真意はわかりません。どうして日本の民族の生活を安定させよう、そして講和後において起るところのいろ／＼な日本の新たな負担をどうしてこれを輕めて行こうかといふその精神は我々をそれと疑ふものでもございせん。努力しておることは我々了承しております。而も我々もそうなのです。立場は……どうしたら、どうしたら日本の戦争に負けた以後における日本民族の生活を安定させるか、特に對外的負担が多くなることを我々はどうして少くするかといふ、その根本においては日本民族の一人としてこれは私には変らないと思ふ。ただその方法、そのやり方について非常にまあ考へが分れてゐるのである。特に大蔵大臣は樂觀しておらないうといふ点、大蔵大臣は自分は樂觀しておらないのだといふその点が我々と違ふのです。大蔵大臣は財政演説ではつきり言われてゐるのです。今後例えは友好国と締結することに、或いは事南アジア開闢、日本の前途は相当発展して行く可能性がある、こういうことを言われてゐるのです。そうしてこれを例へば安定と能率と発展と、この

三つの基本原則に基いて政策をやつて行けば心配ないといふことを言われてゐるのです。ところがそれに対して具體策は何もない。どういふ安定、どういふ能率、どういふ発展政策をとつてゐるのかについては何ら具體策がないから、ちつとも安心できないわけですね。むしろ現実には不安定になり、非能率的になり、非発展的になり、後退して行つておるのです。こういう現実になつてゐるから我々は心配する。そういうふうには賠償といふものが何もわかつたらない、わからない形で出て来るので一層我々は混乱するわけです。大蔵大臣の日本人の一人としての誠意は我々わかるのですけれども、そうして常に大蔵大臣と我々と見解、立場を異にして議論を闘はせまうけれども、その闘はすことは悪くするために闘はすわけではありせんから、この点は了承願ひたいのです。何とかして、我々も立場が違ひますけれども、よくしようとしてゐるのですから、この点感情的にならずに大蔵大臣は御答弁願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 樂觀も悲觀もいたしません。なか／＼やりにくいところですから、これを力一ぱい國民と共に切り抜けよう、こういうことを言つておるのであります。あなたは非合理化、非能率と、こう言いますが、前からあなたと議論しておるうちに、昭和二十四年から今までの歩みを御覽になれば私は日本の経済その他はよほどよくなつたと考へております。それは今電氣が足りなくて一時的にでこばこはありましよう、ありましようが全体として我々はこの政策を続けて行くならば日本は日に日といい、自立経済を営み得る確信を持つて言つてゐるものであります。政治家といふものは、一つの確信を持つてそれに國民と共に

くことを考へなければいかんので、私はこういうふうな方法でやつて行つたらよくなる、こういうことを言つておるので、何も樂觀じゃない。我々の希望を言い、そうして努力目標を申上げておるのであります。

○木村義八郎君 條約締結とちよつとずれましたが、非常に重大な問題ですからちよつとお許し願ひたいのです。大蔵大臣はこれまでのような政策をずっと続けて行つたならば……よくなる、能率的になり、安定し、発展して行くと言われますが、それが私は問題だと思ふ。今電力問題といふものは、自由経済政策の失敗がそこにしわ寄せして來てゐることを私は物語つてゐると思ふ。成るほど表面は自由経済にして行つた、従つてパチンコ屋ができたり、或いはなんかし表面は自由になつてよさそうに見えるのです。が、だん／＼日本の経済は破綻に向つて來てゐると私は思ふのです。例えば金融の問題にしても、或は石炭の問題にしても、自由経済でどん／＼枠を無制に外して行つた、そのしわがこの電力危機になつて來ておると思ふのです。今度の電力危機の根本の原因は、自由経済の不均衡、特に需要が特需の關係で著しく増へて來たのを調整しないで、石炭についてもこれは無計画で、用意すべきものを用意しなかつた。又水についても、冬にとつておくべきものを特需關係で無計画に使つてしまつた、こういういゝゆる自由経済の無計画経済からしわが寄つて來ておるのです。今後私は冬にかけて更にひどくなつて來ると思ふのです。決して今後自由経済政策をどん／＼とつて行つたならば能率的になり、経済が発

展、安定して行くとは言えないし、むしろ逆に不安定になつて行く。最近経済同友會で、総合インフレ対策の要望といふものを政府に出されてゐるが、あれを見ましても金融統制なんかでも、政府が調整してやらないから二重投資が非常に盛んになり、設備資金と運転資金との比率の調整がとれてない。非常に経済政策がきつては、私はその欠陥が出て來ておると思ふ。又米の統制問題でも、米の統制撤廃すれば米の値段が上る、石油の統制を撤廃すれば石油の価格は著しく上る、非常に日本の経済は非能率的になると思ふ。そういう自由経済政策的な考へはこれからどうして是正して行かなければ私はその安定と能率、発展はできないと思ふ。これは根本の問題ですから、この点大蔵大臣は自信がございませうか。

○國務大臣(池田勇人君) 自信のないことは申し上げません。私は過去二、三年の生産の伸び、その他から申しましたも、日本は今後ますます発展させ得る、それには勿論努力が要るのであります。そこであなたが大蔵大臣は計画経済、統制経済を謳歌されるようであります。が、日本のような國で統制経済なんかやつたつてこれは縮小再生産、私はそういうことはとらないのであります。我々は政策が悪くて國民の支持を受けなければいづつてもやめます。何も頼々としておるのではない。併し我々は選挙で國民の支持を受けたのでありますから、自分の考へ方をどし／＼進めて行く。又進めて行つて日本の経済はよくなつて行つたと思ふのであります。これを続けて行くと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 自信のないことは申し上げません。私は過去二、三年の生産の伸び、その他から申しましたも、日本は今後ますます発展させ得る、それには勿論努力が要るのであります。そこであなたが大蔵大臣は計画経済、統制経済を謳歌されるようであります。が、日本のような國で統制経済なんかやつたつてこれは縮小再生産、私はそういうことはとらないのであります。我々は政策が悪くて國民の支持を受けなければいづつてもやめます。何も頼々としておるのではない。併し我々は選挙で國民の支持を受けたのでありますから、自分の考へ方をどし／＼進めて行く。又進めて行つて日本の経済はよくなつて行つたと思ふのであります。これを続けて行くと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 自信のないことは申し上げません。私は過去二、三年の生産の伸び、その他から申しましたも、日本は今後ますます発展させ得る、それには勿論努力が要るのであります。そこであなたが大蔵大臣は計画経済、統制経済を謳歌されるようであります。が、日本のような國で統制経済なんかやつたつてこれは縮小再生産、私はそういうことはとらないのであります。我々は政策が悪くて國民の支持を受けなければいづつてもやめます。何も頼々としておるのではない。併し我々は選挙で國民の支持を受けたのでありますから、自分の考へ方をどし／＼進めて行く。又進めて行つて日本の経済はよくなつて行つたと思ふのであります。これを続けて行くと思つております。

○木村義八郎君 その統制的計画經濟、総合的計画經濟をやつて行く、と縮小再生産になる、ごうい、お話をですが、日本はごうい状態だからこそ、ごういことをやらなければいけないのであつて、それは今出て来ます。これは実証されませんから、議論しても仕方がない。この自由經濟政策の破綻といふものは出て来ているのです。電力問題、或いは米の統制問題で行き当つて、石油だつて行き当つて来ると思ふ。そして大蔵大臣は生産が上つたと言いますが、國民の生活水準は下つておるんじゃないか、なんのために生産が上つたか、これは朝鮮動乱以後の特需景氣、そして軍需生産にあつた。今後日本の生産は殖える、でしよう。船も殖えるでしよう、生産も上るでしよう、併し國民の生活水準が上るといふことは違ふ。それは臨時的に生産が上り、そして外貨の獲得ができるでしよう、特需で。又外国で軍需生産をやつたためにその下請の設備の擴充をやつたといふまでたつても國民の生活水準は上らない。前にも周東安本長官は民需と特需と輸出の調整をすると言いがちつともやつていない。電力を見れば一番よくわかる。だから最近になつて電力危機に現れた。これは議論になりますから、條約審議委員會でごうい議論はやるべきで、ほかの同僚諸君にも恐縮ですから打ち切りますが、まあ今後は、大蔵大臣が言われましたごうこれは選挙を通じて國民が批判するべきで、私は議和後において今後日本の經濟は相当苦しくなつて、再来年の一月選挙では恐らく國民がはつきりした批判をされる、そのときに必ず判断を下すでしようから、私はこれで打ち切ります。

○菊川孝夫君 昨日も事務当局からいろいろ御説明を聞きましたが、まだはつきりしない点につきまして大蔵大臣御出席でございますから御質問申し上げます。政治的の面から御質問申し上げます。一つにはこれを連合國財産補償法案の中で、「この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他平和條約により日本國の主權が回復される地域をいう。」この主權の回復の問題について、これは本法律案の適用される地域と、主權の回復というものは切り離して考えることはできないと思ひますが、そこで問題になつておる小笠原、南西諸島についてであります。これは主權は日本にあるのだという御説明もあつたようでありまして、さういふとしますと、この法律はやはり小笠原、沖繩等に適用するといふふうには大蔵大臣は考へておるか、それともこれは適用しないとするか、どちらに……

○國務大臣(池田勇人君) 沖繩或いは小笠原、南西諸島に主權があるのかないかという問題、これは總理は今後きま問題だが、信託統治といふことになれば主權はこつち、日本にあるものと心得ておる、ごういふうな答弁をなさつたようであります。これは答弁ははつきりしておりますけれども、まだ実ははつきりしておりません。而して私は只今のところこの「本邦」は、沖繩、小笠原には適用にならないと考へております。主權の問題がはつきりすれば、そのときにこれは定むべき問題であると思ひます。

○菊川孝夫君 むしろ、さういふしますと、總理はあゝい見解をとつていたのだつたら、この間御説明を聞きますと小笠原や沖繩あたりには少しアメリカ人の財産があるのじやないかと思ひますが、調査したところ大したものはないというお話ですから、この際政府は沖繩や小笠原のほうには適用するのだと言明されたほうが、むしろ日本の主權回復という面から言ひましても、南西諸島の主權回復という面から言つてもいいのじやないかと思ひますが、その点もう一遍……、はつきり適用するのだという解釈で進んで、向うから補償の請求がなければそのままにしておけばいいと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(池田勇人君) さういふことは希望いたしましたも、政府の見解としては、今あそこ主權があるといふことをはつきり政府の見解として言うわけには今の事勢ではいかんと思ひます。さういふことは總理が言われていふように、我々は期待するといふことは言へる。期待しているからといつて、この法律が今直ちにそこにも適用になるとは私は考へておりません。

○菊川孝夫君 今適用されないが、それでは例へば二百六十億か七十億といふ大臣の御説明でしたが、三年くらいたつたらこれは一応完済してしまふことになる。さうしてもこの法律は生かして置いて、信託統治がはつきりして三年後、五年後になつてあの辺から申出るといふ場合になつたら、この処置をどういふふうに考へますか。

○國務大臣(池田勇人君) そのときはそのときの考へをいたしたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それならわかりました。次に第四條の第一項第一号の「戦

闘行為に起因するこの損害」についてありますが、特に我々問題にしなければならぬのは、原爆攻撃による被害についてであります。原爆攻撃につきましては、これは全人類の課題になつておりますし、又アメリカもこの原爆攻撃を使用したといふことについては、非常に何と言ひますか、よくこの原爆攻撃の被害といふことは同情的に考へておるといふことは、あちらに行つた者の船朝報告を見ましてもよくわかるのであります。さういふしますと、この戦闘行為について、やはり原爆被害については、これは日本人としては不可抗力だといつても差支えないと思ひますが、折衝の過程におきまして原爆被害について言及されたかどうか。それから原爆被害について補償の免責について折衝されたかどうか。これは日本人から見れば不可抗力だといつても差支えないようなものであります。この折衝は大臣どういふふうになさつたかどうか、原爆の問題については、これは特にほかの戦闘行為とはちよつと切離して考へても差支えないと思ふのだが、折衝過程を少し御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) 私が折衝しましたのでお答え申し上げますが、原爆のみならず、第四條の戦闘行為による被害は、事実の問題として日本軍の戦闘行為よりも連合軍の空襲等による損害のほうが多いのでありますから、その意味から敵方の戦闘行為による損害を日本側で補償するといふことにつきましては、これもお尋ねがしつゝあるものであります。私もさういふので、この法律の建前をいたしまして、日

本側が補償の義務を負ふのは、日本側の公權力の行為として、その者の身体を逮捕監禁したり、或いは財産を不当に処分したものにだけに限る、ごういことに決めることに了解が付いたのであります。

○菊川孝夫君 次に尋ねたいのは、これは昨日も管財局長から御説明願ひましたけれども相當の注意を怠つたことに起因する、特にこの連合國古領軍が相當の注意を怠つたといふ判定を日本政府がするのだという、まあ管財局長の昨日の説明でございまして、たかどつかといふ判定を、一体日本政府、管財局長の説明通り、大蔵大臣が政府の責任者としてこれを判定する決意を持つておるかどうか、この際明言願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 内田管財局長がどういふふうの説明したか私聞いておりませんが、私の気持は内田君と同じでございまして、内田君の答弁は私の答弁と御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) なおこの機会に補足して答弁をいたしておきますが、この「相當の注意」といふのは、まあ日本で申しますと、善良なる管理者の注意、或いは自己のためにする注意といふことで私法上は拘束してあるものであります。連合國側にもさういふ法律上の使い方がないために、むしろ連合國側の用語に従つて「相當の注意」といふ文字を入れたと思ひます。今直接お尋ねの第四條第一項の第五号の「古領軍が相當の注意」といふのを入れましたのは、これは私もは入れました気持は、相當の注意をどち

らに判定するといふ問題よりも、向う側の考え方は、連合国軍の行為による損害はすべて日本側が補償すべきである、こういう主張があつたのであります。それは條約の第十九條等によりまする規定と相關するものであります。併しながら無條件に連合国占領軍によつて与えられた損害を補償することにつきましては、先ほどの広島島の原爆等にも似た話であります。これも余りにも広過ぎるということで、一つの條件をいまして、「相當の注意」といふ文字を入れたのであります。向うが重過失、或いは故意等で損害を起した場合には、補償の範囲から除く、こういうむづかしい趣旨を第一に考えまして入れたのであります。

○菊川孝夫君 この点については、むしろ私は歓迎するほうであります。果して申請書が出て来たとき、連合国占領軍のこれは相當の注意を怠つたやうだとおぼしめ返すだけの自主性をあなたの方で持てるかどうかといふことを私は大臣に聞いたわけなんだ。

○政府委員(内田常雄君) これも昨日お答え申し上げましたが、一旦この補償措置を国内法の形式に委ねました以上は、この審査に当りまして日本側の査定に服することに話合ひがついております。但しそれにつきましては、異議の申立を日本側が受付ける場合もあり得ると存じます。

○菊川孝夫君 次に第十一條のこの株式の補償についてありますが、昨日も大分お尋ねしたのでありますが、大抵株式といふものは、その株主は、その持株についてはその会社と運命を

共にするといふことで、まあそういうちやんとあらかじめ承知の上で、この株式を持つことになると思ひます。それから外国人で日本人の会社の株を持つといふことは、その日本国が主権の發動によつて行なつた行為によつて生ずる危険も、これは株主の責任において負担する、こういうのが私は當然國際的は經濟通念だと思ひます。けれども、にもかからずその会社が日本國の主権によつて行動したことによつて生じた損害を、外国人であるが故に、連合國人であるが故にそれを補償しなさいやうなといふのは、これはどうも株式の通念からいへば、これは行き過ぎ、余りにも苛酷過ぎるではないかと思ひます。この点について一つ大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひますが、これは例へばアメリカ人が日本の株を持つておつても、アメリカ人ですか、主権の發動によつて生ずる危険といふものは、これは株主として當然負担するといふのは、初めからその覚悟で株式を持つたのだと思ひます。これは國際通念上から言つても、そういう義務を負わされたといふことは苛酷過ぎる。どう考へても苛酷だと思ひます。どう考へても、國際通念といふか、經濟通念をこれは少し逸脱していると思ひますが、これはどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 菊川さんの考へとは違ひるので、株式であるが、不動産であるが、動産であるが、財産権に変わりはないと思ひます。そこで一体として取扱ふことになつたのであります。

○菊川孝夫君 いや、そこで大蔵大臣とちよつと見解が違ひますが、株主

が日本の会社の株を持つといふことは、それはもうこれは普通の財産を持つといふのとちよつと異にしなさい。で、その会社と運命を共にするといふ覚悟でその所有の株の範囲内においてするといふのが、これはもう一般的に通念になつてゐるのじやないかと思ひます。わけでありませんが、これは財産を持つといふのとちよつと区別して差支えないのじやないかと私は思ひます。大蔵大臣、そういうふう

に考へるわけに行かぬのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 財産権といふ立場からすれば同じであります。不動産であるが、動産であるが、而して今回の補償につきましても、その株式を持つてゐる会社が戦時行為によつて不動産或いは動産その他の被害を受けた場合を言つておるのであります。同じように取扱ふのが理論的だと思ひます。

○菊川孝夫君 それからもう一つお尋ねしたいのは、第十條の商標を日本が戦時特別措置によつて消滅したやうな場合、それから損害を招致させた場合といふやうなことになるかと、これは申請するほうでは相當重大にこれは評価するであります。又これを審査する立場になつた場合には、どうしてもこれは成るべく限定したいといふことになると思ひますが、

従ひましてこの対立は極めて……必ず生じやういふ問題である。而も又その商標の侵害によつて起きた損害額判定といふことになる、甚だむづかしいと思ひますが、まあ大蔵大臣が広汎な經濟知識から簡単に反対されるかも知れませんが、こいつについて判定は、まあ昨日の事務當局の答弁

でもはつきりしてないのだが、構想としては、経験者を呼んで一つ相談して見て、大抵判定して行こうと思つてゐるのだと、こういうお話ですが、大蔵大臣は一体、大臣が一ついい頭で判定されるつもりか、それともこういうふう一般民間知識人、或いは時と場合によつては外國商社の代表者等も呼びまして、そして判定するつもりであるかといふ点について一つお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通りに、商標権なんかの損害の判定は困難であります。今どういふふうにするか、商標権につきましても過去の実績、將來の見通し、いろいろな点がございますので、できるだけ適正な査定をできるやうな方法を講じて行きたいと思つております。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと連記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め。それでは本法案については午後も引き続き審議することにしまして休職いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) では休職いたします。

午後一時二分休憩

午後二時四十二分開会

○委員(平沼彌太郎君) それでは午前に引き続きまして大蔵委員会を再開いたします。

ついでには先ず理事会の結果を御報告いたします。午後は本案について政府委員に対する質問を続行の上、質疑を

一時終了しまして一旦休職に入ります。そして討論採決は議和條約の特別委員会の討論採決と同時に開始するといふことに理事会で決定いたしました。御報告申し上げます。なお條約の特別委員会は三時に討論に入り、五時に採決を行うといふやうな大體の方針のようになつております。ちよつと御報告申し上げて置きます。

○委員(平沼彌太郎君) それでは質疑は御願ひいたします。ですが、私も大體質疑は終了いたしました。ですからほかのかたに御異議がなければそれまで休憩でもして頂いて……

○委員(平沼彌太郎君) 質疑おありになりました。まだお見えにならないかたもありませんが、質疑はどなたかしたいといふお方がありませんか。よろしくございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) それでは質疑は打ち切り、暫時休憩……

○委員(平沼彌太郎君) それでは今委員長から理事会の報告があつたんですが、兩條約が三時に討論を始めれば、この大蔵委員会においても大體三時から討論を始めたいと思ひます。採決できるやうな取計らい願ひたいと思ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 理事会でそういうふうにおきめ頂いてあります。これは今御報告申し上げて御了承と思ひます。そういうふうにお願ひいたしたいと思ひます。差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) 條約のほうでは三時に討論採決を終つて……三時に終るんですか。

○委員(平沼彌太郎君) 三時に討論に入つて五時に採決をしたいといふふ

うに大体きまつたそでございます。
ですからそれに調子を合わせるようにこ
ちらも再開をするということに理事会
でも大体きまつたことを御報告申し上げ
まして、そう御了承願いたいと思いま
す。

それでは暫時休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時六分開会

○委員長(平沼騷太郎君) 休憩前に引
続きまして委員会を開会いたします。

これより連合国財産補償法案につい
て討論に入ります。御意見のおありの
かは賛否を明らかにしてお述べ願ひ
ます。

○菊川幸夫君 私は社会党の第二控室
を代表いたしまして、連合国財産補償
法案に反対の意見を表明するものであ
ります。私たちは先ずこの連合国財産
補償法案がよつて来たところのその
根本である平和條約そのものに對しま
して反対の立場を堅持しておる關係
上、その平和條約に基いて制定されよ
うとする本法案にも反対するものであ
ります。平和條約の反対理由につきま
しては、平和條約特別委員会において
同僚議員から述べますので、ここで申
上げることを省略いたしますが、ただ
本法案と関連のある條項についてだけ
は申上げなければならぬと思ひます。
その第一点は、審査の過程におきまし
ても問題になりました強迫、詐欺によ
つて連合国並びに連合国人の財産の自
由を奪つたものは返還されなければなら
ないといふことは、当然あの條約の
條文の十五條の解釈から成立つわけで
あります。そこでこの平和條約は永く
世界の歴史的文献として伝えられるも

のでありまして、今急遽この講和條約
を、どういふ文章でもいい、どういふ
姿でもいいから早く結んだほうがよい
という立場をとつておる現政府の外交
政策に對しまして、私たちは重大な反
省を促したいと思ふのであります。い
やしくも今後永久に世界の文獻として
残すような外交文書の中に、たとえそ
れが戦争に敗れて何を言われても抗弁
の余地がないといふたしましても、強
迫、詐欺を行なつた、而も國際公法を
蹂躪して強迫、詐欺を行なつたといふ
ことを文章の上で承認する平和條約を
結んだといふことにつきます。これは、私
たちは余りにも屈辱外交であり、卑屈
な外交であつたと言わなければならな
いと思ふ次第であります。(「異議なし」
と呼ぶ者あり)これを私たちは歴史の
上に一度考へて見なければならぬ。例
えば私たちに對つては極めて不愉快な
國際協定でありますところのあのヤル
タ協定の締結に當りまして、時の
ソヴィエトからアメリカ政府に對しま
して、不可侵條約の規定を蹂躪して對
日戦に参加するといふことは國際的に
極めてまずいからして、アメリカか
らソヴィエトに對してそれを蹂躪して
對日戦に参加するように覺書を出すよ
うに要求されたものであります。併し
時のアメリカの國務省は、そういう
文書をアメリカの外交史上に残してお
くといふことは、今仮に戦争に勝つて
問題はないとしても、永くアメリカの
外交史を汚すことになるからという理
由を以て、断乎ソヴィエトの要求を拒
否したと伝えられております。このよ
うにして外交はすべて人類の歴史を創
造するといふ誇を持つて私は當らなけ
ればならぬと思ふのであります。明

治時代に我々の先輩が不平等條約改正
のために闘つたのも、その歴史を見ま
しても、決してこういふ國際的な文獻
の上に日本人が強迫、詐欺を行なつた
といふような文章を承認した事例がな
いのであります。而も政府の説明によ
りますと、これは單に言葉の綾であ
ると言つておるわけでありまして、
言葉の綾であるとなれば、もつとほか
の用語を使用されるように折衝すべき
であつたと思ふのであります。これが
この本法案の一番よつて来た原因と
なるのでありますから、私たちはこ
の点からいたしまして、先ず第一に強
迫、詐欺といふ用語を平和條約の中に
挿入した政府の拙速外交と申しま
す。秘密外交に對しまして、先ず重大
なる反省を求めなければならぬと思
ひます。

第二の理由は、平和條約の第十五條
の(ア)項末尾に、一九五一年の七月の十
三日に日本政府が閣議決定を行つたこ
ころの連合国財産補償法案より不利な
でない補償をすると言ひてあります
けれども、そういういたしますと、或る
政府には條約に調印をするところの
権限がございするけれども、立法はす
べて憲法の定めるところに従ひまして
国会にこの権限があるわけでありま
す。このように政府が國際的に約束
をいたしてしまひました以上、この國
際信義といふものは国会においても守
らなければならぬ。でき得る限り守ら
なければならぬ。そういういたしますと、
この法案を審議するに當りまして、
国会に對して無限の重圧を加える結果
になることはいなめない事実だと思
ふのであります。従ひまして外交權と立
法權の問題にまで發展して、憲法違反

という点にまで考慮されなければなら
んと思ふのであります。特に世界の條
約をいろいろ研究いたしましても、こ
のようにして國內立法を、實際的には
條約によつて強要されているといふよ
うな形式をとつた條約はないわけであ
ります。特に私たちはこの際この問
題を強調しなければならぬ理由は、
今後賠償、或いは日米安全保障條約に
基くところに行政協定等、諸般の條約
並びに協定が締結されて、それに
よつて敗戦國民として國民の權利利益
がいろいろの面から制約し、その制約
することを國內立法的処置によつて行
わなければならぬことが生じて来る
ことを憂うるのであります。そうい
う際に、政府はあらかじめ国会の承認
を得ないままに政府の立案にかかると
ころの法案を相手國に提示いたしまし
て、その條件より不利でない條件で以
て実行するといふことを約束いたして
参りましたと仮定いたしました場合に、
国会においてその國內立法を審議するに
當りまして、私たちはやはり無力な
る日本の國力から考へまして、國際信
義又は國際的壓力といふものをどうし
てもこれを否定するといふことは極め
て困難なことになります。従ひまし
て、憲法に定められたところの国会の
審議權といふものは重大なる制約を受
ける結果になると思ふのであります。
かかる観点から立ちましても、今回の
連合国財産補償法案は、極めて日本の
主權に、特に憲法の條章に重大なる瑕
疵を残すものであると言わなければなら
ないと思ふのであります。

第三点には、同法案によりますと
毎年百億に限りましてどうしても予算
的な処置をしなければならぬことは
申すまでもございせん。そうして國
の財政經濟状態がどうなりましよう
と、ここ数年間は毎年百億だけは確保
しなければなりません。丁度旧憲法當
時に皇室費に對しまして、帝國議會が
これを實際的に手をつけることがで
きなかつた。これと同じような姿で、
而も國際的な壓力で以て百億円だけは
予算審議權を奪われる、こういう結果
になることを私たちは忘れてはいけな
いと思ふのであります。その意味にお
きまして、百億円の予算審議權、金額
の問題を云々するよりも、国会の予算
審議權といふ立場からも、私たちはこ
れに對して反対しなければならぬと思
ひます。

第四に、戦争による被害であります
が、これは日本國に對しまして不可
抗力であつた。B二九の爆撃による
ところの戦争被害、なかなか最も
我々として関心を示さなければならぬ
のは、原子爆弾によるところの被害
をも補償しなければならぬのであり
ます。今や原子爆弾の問題は、單に日本
民族の問題といふよりも、更に大きな
世界人類の重大なる課題となつてい
るわけがあります。原子爆弾を、今後
全人類がどういふふうに扱つて行くか
といふことは大きな課題になつて、世
界の最も大きな課題であり、世界人類
の、全人類の注視の的になつてゐるわ
けであります。その原子爆弾による
被害を、ここに國民が血と汗の結晶で
以て納めました税金によつて、補償し
なければならぬといふ前例を、我々
はここに初めて打立てるということに
對しましては、世界歴史の上の私は大
きな問題であらうと思ひます。従ひま
してこういふ法案を用意して關係國と

交渉するに当りましては、政府はもつと原爆の問題について折衝をし、且つその折衝の経過を国民の前に明らかにすべきでなかつたかと思うのであります。これは原子爆弾使用の問題については、アメリカにおいてもいろいろ問題があるようでありまして、広島、長崎等の出身者が渡米いたしました場合に、アメリカの宗教団体、婦人団体等の上に立ちまして、長崎、広島等の出身者たちに対する態度というものは、ほかの出身者より以上変つた扱い方を、鄭重なる扱い方を受けている。この事実からいたしまして、外交折衝に当りまして、原爆被害の補償につきましては、もつと言うべきを……正しい主張は主張すべきでなかつたかと思うのであります。それには何ら免除規定がないということに對しましては、私たちとしては極めて不満であると言わなければなりません。

第五に、この平和條約は極めて寛大であるということを常々聞かされて参りましたが、平和條約の締結に伴ひまして、だん／＼と国内的な処置をしななければならん。或いは予算措置その他が明らかになるに従ひまして、決して寛大ではないということがだん／＼と我々の身に沓え出して来たわけであります。特に和解の條約だと言われております。特に和解の條約にいたなりましたるけれども、和解の條約にいたしましたも、戰勝國が戰敗國に臨んだ原則、近代國家間の戰爭において、戰勝國が戰敗國に臨んだ原則というものは何ら変えられておらないのであります。賠償、領土の割讓という二つの原則はそのまま守られており、その上に連合國人に対する補償ということも課

せられてゐることになるわけでありま
す。従つてどこが寛大であるかとい
うことについて、私たちは極めて疑問を
持ち出した次第なのであります。成る
ほどヴェルサイユ條約によつてドイ
ツ國に課せられた條件と比べました場合
には寛大であるといふことは言えまし
ようけれども、恐らく吉田さんをして
言わしめるならば、或いはミズーリ艦
上を忘れるなど言われるかも知れない
けれども、我々をして言わしめるなら
ば、先ず大きな國際情勢の変化並びに
時の経過といふものを忘れてはならな
い。それを日本人みづからが國際情勢
の変化、それから時の動きといふもの
をむしろ言うべきであつて、日本人み
づから常にミズーリ艦上を忘れるなど
いうがごときに至つては、私は國の指
導者として、或いは日本國を背負つて
立つ外交官として、極めて卑屈な態度
であるし、我々としては決して信頼し
得ないと思ふのであります。これは
さて措きましても、今回の補償法案
に見ましても、ただ一例を挙げて見ま
すと、株式の條件のごときは、大体
株式を保有する場合には、株主とい
つた場合には、當然日本國の主權の發動
によつて生ずる危険は考慮して保有さ
れたものであると考えなければなら
ません。而もその会社は日本の國內法
の定むるところによつて最大の努力を
して、その財産の保全を図つて来たは
ずでありまして、決してどの会社に
たしまして、仮に戦争中であらうと、
戦後であらうと、やはり善良なる

管理者の注意を怠つたことではないはずであります。従いまして、その会社が善良なる管理者の注意を拂いながらも、なおその会社が受けたところの被害に對しまして、日本国において、日本国民の責任において連合国人に補償をしなければならぬというのがごときに至つては、私は決して寛大なる條件とは言い得ないのであります。こうした場合が各所に見出されるわけでありまして、寛大である、寛大であると言つて聞かされたところが、中を聞いて見ると、だんだんと寛大でない條件が現われて来るわけであります。こういう観点からいたしても、私はこの實際に斷乎としてこの連合国財産補償法の經過、世界情勢の變化等を我々は靜かに見詰めまして、諸器を棄てた日本人が、もつと勇敢に諸外国に對しまして日本民族の生活權を要求するといふ大きな外交、國民外交を展開すべきであらう。それを爲し得ない現在の政府であるとするならば、我が現在において、なにかんずく我が參議院におきまして、そのことを決然とその態度を示して、そのことを諸外国に訴えるという態度を示してこそ、初めて參議院の存在価値があり、國民の信頼も集まることを私は疑わないのであります。なおそういたしますと、アメリカ人もイギリス人も、その他の連合各国人も、やはり何といつても武裝を解除されたとは言いながら、八千万の國民を保持つておるところの日本民族は一つの世界の一大勢力であります。この勢力の氣慨といふものを認めまして、そうして我々は本當に獨立して、世界の列國に伍して世界平和に寄与し得るとい

う確信を持つ次第なんでありませう。
かかる観点から、この際に極めて困難ではありますけれども、本法案に反対いたしましたして、そうしてアメリカ人の、イギリス人の、その他連合国各国民の日本に対する感じ、日本人に対する見方といつたものを変えてもらひまして、そうして仲よく我々は世界平和に寄与し得る日を迎えるために、この際この法案に對しまして私は反對するものであります。

○松永義雄君　私は平和條約に賛成する建前からしまして、連合国財産補償法案に對しては賛成の意を表するものであります。

ただ憂えるところは、只今議題になつております法律案並びに平和條約から来るいろいろ日本に課せられるところの義務から、日本人の國民生活が安定せられるのではないかという点であります。私がここに申上げるまでもなく、世界の平和、並びに一國の平和といふものは、その國の國民生活が安定しなければならんと思ふのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、英國においですらも、朝鮮問題の解決は朝鮮人の生活の安定こそ、真に平和である、こういふことを申しておるのであります。後進國開発の主義というものは、後進國の生活の水準を引上げて、そうして生活を安定せしめるのが目的である、こういうことをはつきり言つておるのであります。生活が脅かされれば、たとえお前に自由を与へると言つても、後進國の諸君は生活に脅かされておつたのでは如何なる自由も一文の価値もない、こういうことをこれ又英米の諸君は言うておるのであります。

げ狗肉を売るということになるようなことがあつたら私は極めて憂慮すべきことであると考えておるのであります。政府はこの法案の説明に当りまして、いろいろの点から努力すればその法律の負担が軽くなることく言つておるのであります。併し我々はただこの法律の或みならず、平和條約から来る法律、いはいろの現象から見まして、日本の物と紙幣との關係からして、日本の生活状態は非常に苦しくなつて行くといふことを心配しておるのであります。若しこうした状態が、英國にしてみても、或いはアメリカにしても、常日頃世界各國において唱えておられます後進國開闢、その考え方、後進國の國民民の生活を安定せしめるものであるといふ精神に反するようなことが若し万一あるとすると、我々は大いなる決意をしなければならんといふことを考えておるのであります。如何なる主義、或いは共產主義も、生活の安定するところには決して入つて来る道はない。けれども繰返し申すのでありますが、生活の安定しない所には自由の目的は猫に小判を与えたようなものであつて、猫にとつては何らの価値がないものと見られておるといふことをはつきり彼らは、英米は言うておるのであります。私はこうした法律並びに平和條約から来るところのいろいろの法律から来る關係が幸いにして日本の生活を脅かすことがなければと考えておるのであります。が、我々はこれは終始見守つて行く決意であるといふことをここに申し上げまして、本案に賛成するものであります。

○木村禰八郎君　私は三つの点から本

案に反対するものであります。

その第一の理由は、この法律案は、本質的には平和条約の中に規定されるべきものであつたわけでありまして、政府委員の説明によれば、いわゆる手続法であるという説明でありますけれども、そうではないのであります。実際的に、実質的には平和条約の一環であります。従つてこれは本来ならば両條約委員会が審議するのが本来であり前なんでありまして、大蔵委員会に付託されたのは変則的であります。なぜこんな変則的な審議の仕方をしたのか、私はその点予解に苦しむのでありますけれども、一応大蔵委員会に付託されたから、我々審議しておるわけでありまして、従いましてこれは言うまでもなく平和条約及びこれと不可分の関係にある日米安全保障條約の一環として考えなければならぬ法律案であると思ふのであります。にもかかわらず大蔵委員会に付託され、又政府の説明によれば、いわゆる手続法としてこれが別の法律の形をとつて、その理由を政府委員に説明を求めたところ、政府委員は、これは講和の促進をできるだけスムーズに持つて参りたいというアメリカ側及び日本側の希望に合致いたしました、手続規定等につきまして長々と條約の文章の中に入れますこと、各国の足並みを急速に揃えにくいかも知れないといふことのために、手続的の部分を別の形にして外した次第であります、こういうふうな答弁しておるわけでありまして、要するにこの講和條約を早く進めたい、その便宜のためにこれをこゝういふ別の法律の形にして出したのである、こゝういふ答弁であります。その便宜のため、講

和を促進する便宜のためといふのは何であるか。これは申すまでもなく私は幾度も指摘して来ましたが、アメリカの対ソ戦略的な利益のためでありまして、この講和條約が非常に促進されたのは、朝鮮動乱が契機となつてからであります。アメリカの対ソ戦略上、この平和條約、それを不可分の関係にある日米安全保障條約の促進をしなればならぬ、これがこの真意である。講和條約の本当の狙ひは、日米安全保障條約にあり、極めて戦略的なものである、極めて軍事的なものである、これは敵うことのできない事実であります。そういう條約の一環としての法律案である。而も政府の答弁では早くこの講和條約を結ばば日本が独立国になる、自由になるためにこれを急いだのだ、急ぐためにこゝういふ手続について講和條約草案に入れないで、別の法律案にしたのだ、こゝう言うのであります。講和條約における自由は何であるか。誰のための自由であるか。誰のための自由であるか。すでに講和條約も成立を見込んで、独占禁止法の改定が考えられ、事業者団体法の廃止が考えられておる。誰がための自由であるか。抽象的に自由々々と言けれども、講和後におけるところの自由は労働階級を弾圧し、圧迫するための自由である。大きな資本家が昔のように搾取することのできる自由を回復するといふことが講和後において訪れるところの自由であると思ふ。(ノノノノ)と叫ぶ者あり)こゝういふ意味での自由を確保しようとして、この講和條約を早く促進しよう、その促進の便宜手段としてこの法律案を講和草案の中に本来入れるべきを、これを外して別の形にしたといふことについては、どうしても我々はこれに賛成することができない。堂々と本来ならば講和草案に入れるべきである。

それからの第二の反対理由は、先ほど菊川委員も申されましたが、この講和條約締結後に訪れるところの日本の新たな負担が非常に大きいのである。つまり、この講和後における新たな経済負担といふものは、日本経済が自立できる可能性においてこの負担をするといふのが建前であるべきはずであります。これがそうでないならば、寛大な平和と、和解と信頼の講和と言ふことはできない。大蔵大臣は、若し苛酷な経済負担が課せられるならば、これは和解と信頼の條約の精神に反するものであるといふことを財政演説で言つておられますが、大蔵大臣がそういうことを仮に言われても、それは條約の中にこゝういふことを課してはいけません。成るほど平和條約の十四條に、賠償規定として、日本の自立可能な限度において賠償を取るとなつておりますけれども、日本の自立可能といふことは一体どういふ生活水準の自立可能を示しておるのか。同じ自立可能と言つても、要するに日本の自立可能といふことは、国際收支のバランスを合せるということ、或る一定の生活水準を確保するといふこと、併しなから国際收支のバランスを合せても生活水準が低くなつたのでは日本国民に不利である。併しそれだけの水準で国際收支のバランスの合う経済を許すかどうかといふことは規定してない

のです。この法律案においてもこれは関係があるわけですが、一応これだけの賠償であれば存立可能である、こゝういふふうに規定すべきである。これは広義の意味における賠償でありまして、国家間における損害要求は賠償であり、これは個人が日本政府に対して要求する損害であり、形は違ひますが、手続も多少違ふこともありまゝです。これは従つて賠償一般として考へべきものである。これだけを切り離して考へるのは、少くとも日本の経済自立を考へる場合においてそれは当らない。それは不当であると思ふのであります。なぜ賠償一般としてこの問題を取扱ふように政府は努力しなかつたか。更に又防衛分担金という問題もありまゝです。これなどもわからない。これから行政取極によつてきめると言つておられますけれども、幾らになるかもわからない。賠償の額もわからない。この損害賠償の額は二百六十億乃至七十億になるかも知れないと言つておられますけれども、それはそうならば條約になぜはつきりと書かなかつたか。ただ一會計年度において百億の限度において出すといふことだけであります。このように、日本の経済が今後どうなるかという点に対して重大な影響のある経済的規定を今度の平和條約においては全部これを講和條約以後にこれを委してしまふ、今後恐らく賠償問題をめぐつて国際的に非常に困難な状態も出て来る。大蔵大臣もこれは大変であると言つておりました。こゝういふ重大な問題をどうして具体的に今度の平和條約の中に取入れなかつたか。而もこれ

は賠償一般としてこの問題は取扱ふべきものであります。講和関係費一般としてこれは取扱ふべきだ。これはこれだけを切り離してこゝういふ法律案を出すことは、日本経済、自立のために決して好ましいものではないと思ひます。又これだけを切り離してこゝういふ法律案の形で審議するといふことは無意味である、本来無意味です。これは講和條約全体として、又講和後における日本の新たな経済負担全体として、その一環として考へるのが本當であります。こゝういふ意味で私はこの法律案に賛成できません。

それから第三の反対の論議は、これも菊川委員が先ほども触れたところでありまして、予算の審議権に対して私はどうしても制約を加へると思ふのであります。この平和條約の第十五條に、日本委員も先ほど申されましたが、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。こゝういふことになつておりますが、日本国内閣は、今こゝで審議されている法律案をこの一九五一年七月十三日の閣議で決定したのであります。こゝういふ重大な内容のものを決定しておいて、どうしてこれを国民に、又これを国会に法律案の形でなくともいい、これをどうして相談しなかつたか。周知のごとく條約の締結は国会の承認を得なければならぬ、條約の締結は批准を経なければならぬ、これは條約といふものは調印から、国会の承認から、天皇の詔書までこれを含めたものです。従つて調印についても、事前に国会に諮るのことは當然であります。何も法律案として出さなくても、これを諮るのが当

然です。條約の締結というものは、調印と国会の承認と、国会の議決と、天皇の詔証というものを含むとすれば、当然にこれは調印前にその内容について国会に諮らなければならぬ。相談しなければならぬ。而も昨日岡崎官房長官がここに見えまして、実はまだ日本は占領されているのだから、対等の形においてこういうことについて連合国と諮ることはできなかつたのだ、こういうことを言っているのです。従つて国会に諮るという形式をとれなかつた。それならどうしてこの條約が対等の條約であり、寛大な條約と言えるか。こんな重大な調和と後日本経済に、日本国民に負担をかけることの法律案を七月十三日の閣議で決定しておきながら、今日までこれを放つて置いた。こういうものを国民に明らかにして、国会でも明らかにして、こういうことになるぞ、こういうことになるが、それでも日本国民は調和を結んでいいのだから、こういう形において調和に對する賛否を問うべきです。ひとりこの問題ばかりでなく、調和後の日本の経済のことについては、政府はちつとも国民に明らかにしていない、隠蔽している。そして先ほど申しましたように、アメリカの戦略的利益のために、これはむしろ細かく具体的に日本国の利益のために規定しなければならなかつたことをきめないで、そしてそういうものをオミットしている。こういうことは私は憲法論になりますから、私は専門外でありますから、これは細かく触れることを避けますけれども、明らかにこれは憲法違反、この條約の締結について国会の承認を得なければならぬ点については明らかにこ

れは憲法違反、殊に七月十三日の閣議でこんなことをきめておきながら、今頃になつてこの法律案を出して来るということは、これは国会を無視しており、而もこれから生ずる今後の財政負担については、菊川委員がさつき言われまして、どうしても予算の審議上制約を受けることになつて、これは財政の民主化にも違反しますし、従つて経済の全体的な民主化に違反するものである。

私は以上申し上げました三つの点からこの條約に反對するのであります。私はこの平和條約の實質的には一環としてこの法律案に賛成することによつて生ずる影響に對して責任を持つことができない。この條約によつて日本の安全が脅かされ、日本の経済が不安定となる、そういう條約であるのです。そしてこれは軍事的、戦略的意義を持つていふものであつて、先ほど松永氏が、希望としては日本の経済の安定に役立つことが望ましいといふことを言われまして、この條約の本質といふものはつきりわかつていない、このものはつきりしていないものを承認することによつて起るこの経済的或いは政治的、軍事的、こういう不安に對して責任を持つことができないであらうか。我々は本当に日本の民族、日本国を愛するが故に、こういう平和條約並びにそれと不可分の日米安全保障條約、こういうものに對しては我々は賛成することはできない。従つてその實質的な一環としてのこの法律案に賛成することはできないわけでありす。以上を以て私の討論を終ります。

○小林政夫君 私は平和條約を承認する建前上、本法律案にも賛成をいたします。

併し賛成をするに當つて敗戦のもたらした冷厳な事実を再認識し、昭和二十年八月十五日に無條件降伏の通報を受けたときの悲痛な感じを想ひ起して、涙を吞んでこの法案に賛成するものであります。平和條約の中には、連合国並びに中立国にある日本国並びに日本国民の財産についての規定以外は、我々の経済負担を伴う問題についてはすべて今後の交渉に委すように、平和條約の内容からは外されております。ただ僅かに十五條によつて、本法案が今日の審議になつてゐるわけでありまして、この法案の苛酷な條件を思ひますときに、公正寛大な條約であるといふ宣伝にもかかわらず、著しく形式的にはともかくとして、實質的には平和條約は相當苛酷なものであるといふことを痛感するのであります。今後賠償の問題、或いは旧日本領土であつた所にある日本国民並びに日本国民の財産、或いはそれに伴うところの請求権の処理の問題等、いろいろ我々の経済負担を伴う折衝が各国との間に行われるのであります。そのときにこのような本法案のごとき考え方を以て押して来られるといふことは予測するに難くないのであります。政府当局が今後の賠償交渉その他の折衝において十分肚を結んで、少しでも日本の負担を軽減するように遺憾なく善処されることを要するものであります。又菊川、木村委員も触れられました。今後締結されるべき條約その他協定において、国会の審議を事実上拘束するようなことのないように、そういう問題についてはあらかじめ我々の

意見を十分に聴取するという措置を講じられることを要望いたします。賛成をいたします。

○菊田七平君 私は国民民主党を代表しまして、賛成するものであります。その理由は、国民の大多数が早く講和を結んで、一日も早く独立したいという気持におきまして、従つて今度の平和條約にも賛成するものでありますので、本法案はこれに賛成することにやぶさかでないものと思ふのであります。

以上を以て賛成いたします。

○森八三三君 私は以下申述べます。二、三の希望も附しまして、本法案に賛成をいたします。

その第一は、すでに小林委員からも御指摘がありました。木村、菊川委員からもお話があつた通りであります。この法律は平和條約の十五條に基礎を置いて制定せられるといふことに相成つておるのであります。審議の過程におきまして、政府当局も十分明らかにいたしました通り、すでに十五條におきましては国民の負担すべき経済的な限度について約束がなされておるのであります。政府委員もこのことに関する限りは明確に国会の審議を無視するような結果に相成るといふことを認めておるのであります。他而国会の審議については十分尊重するといふ矛盾をした答弁もあるものであります。飽くまで国会の審議といふものは絶対のものでなければならぬと思ひます。そこで今後いろいろの法律、條約等に基礎をおきまして、国民の経済的な負担に相成るような約束がなされる場合がしばしば生じて来ようとするのであります。さような場合に

おきまして、基本的な国会の審議というものが対等な阻害をされない、制約をされないといふような態度でなければならぬと思ひます。当然のことであると思ひますので、今後とらるべき諸般の協定なり、協約なりといふことにつきましては、飽くまでも国会の審議といふものが十分に守られるという形でなければならぬ、このことを第一に強く期待をいたしたいと思ひます。

その次に十八條に基きまして、利害關係者から請求が出来るのであります。この請求権はかなり内容的に厄介な、困難なものであらうと想像いたしますのであります。これをさばいて行きますために、法律二十條によりまして、審査会の設定をいたし、更にその審査会の運営につきましては、政令においてその細目を定めるといふようになつておるのであります。この審査会の構成なり、その運営に必要な政令の定め方如何によつては、更に国民の負担が非常に苛酷であるといふ結果に相成るかと思ひますのであります。飽くまでも卑屈な考えを捨てまして、堂々と正当なる主張をなし得る姿にこの審査会と、その運営に関する政令は定められなければならぬと存じます。政府委員の説明におきましても、さような心持は十分述べられておつたのであります。これに關しまして国の利益が十分に正しく確保せられて行くといふ姿において、審議会の構成とその運営に必要な政令の定めがなされたという希望を附加しまして、本法律案に賛意を表するものであります。

○委員長(平沼騷太郎君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認

めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決を行います。連合国財産補償法案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することにして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それでは本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

山本 米治 小林 政夫
菊田 七平 森 八三一
小宮山常吉 松永 義雄
黒田 英雄 岡崎 眞一
田村 文吉 愛知 揆一
大矢半次郎 伊藤 保平

○委員長(平沼彌太郎君) それでは委員会はこれで散会いたします。
午後三時五十七分散会

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	一〇、二〇〇円	一三、二〇〇円

四、〇〇〇	四、七五〇	一〇、五〇〇	一三、六〇〇
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、八〇〇	一三、〇〇〇
四、三〇〇	五、〇五〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四、六〇〇	五、三五〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇

十一月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合の規定による年金の額の改定に関する法律案

一、旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

（退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改定）

第一條 昭和二十六年九月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の

二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年十月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定により退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号。以下「昭和二十六年法律第三十三号」という。）の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十六年一月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に

対応する別表の仮定俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

前項第一号の場合において、同

号に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

三 前二項の規定は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一條第一項及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項において準用する共済組合法による退職年金、廃疾年金及び遺族年金について準用する。

（公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金額の改定）

第二條 共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年十月分以後その年額を、昭和二十六年法律第三十三号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に

対応する別表の仮定俸給とみな

し、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

（費用負担）

第三條 国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。）のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の總額の割合に應じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二 日本専売公社法第五十一條第二項に規定する共済組合 日本専売公社

三 日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道

附則
この法律は、公布の日から施行する。

四、七五〇	五、五〇〇	二二、一〇〇	一五、〇〇〇
四、九〇〇	五、七〇〇	二二、五〇〇	一五、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	二三、九〇〇	一六、〇〇〇
五、二〇〇	六、一〇〇	二三、三〇〇	一六、六〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	二三、七〇〇	一七、二〇〇
五、五〇〇	六、五〇〇	二四、二〇〇	一七、八〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	二四、七〇〇	一八、四〇〇
五、九〇〇	六、九〇〇	二五、二〇〇	一九、〇〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	二五、七〇〇	一九、六〇〇
六、三〇〇	七、三〇〇	二六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、五〇〇	七、五〇〇	二六、七〇〇	二一、二〇〇
六、七〇〇	七、七〇〇	二七、二〇〇	二二、〇〇〇
六、九〇〇	七、九〇〇	二七、七〇〇	二二、八〇〇
七、一〇〇	八、一〇〇	二八、三〇〇	二三、六〇〇
七、三〇〇	八、三〇〇	二八、九〇〇	二四、四〇〇
七、五〇〇	八、五〇〇	二九、五〇〇	二五、二〇〇
七、七〇〇	八、七〇〇	三〇、一〇〇	二六、二〇〇

備考
一 第一條第一項第一号若しくは第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給（以下「仮定俸給等」といふ。）が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・一九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とし、仮定俸給等が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給等の一・三四倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とする。
二 第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給が三、八五〇円以上二五、〇〇〇円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

八、一〇〇	九、六〇〇	二〇、八〇〇	二七、二〇〇
八、四〇〇	九、九五〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、二〇〇	二九、二〇〇
九、〇〇〇	一〇、六五〇	二三、九〇〇	三〇、三〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	二四、六〇〇	三一、四〇〇
九、六〇〇	一一、四〇〇	二五、三〇〇	三二、五〇〇
九、九〇〇	一一、八〇〇	二六、〇〇〇	三三、六〇〇

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律
1 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下本則及び別表中「特別措置法」といふ。）第六條第一項第一号

の規定により改定された退職年金、障害年金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」といふ。）の規定を適用して算定した額に改定する。
2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の條件又は額

の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。
3 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された

年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例へその算定の際俸給月額に乘すべき月数については、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額に改定する。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「前條の規定」を「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第 号）の規定」に改める。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給	特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	九、九〇〇円	一一、八〇〇円
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇

六、五〇〇	七、五五〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二二、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇

備考

本則第一項の規定による年金額の改定の基準となる特別措置法別表の仮定俸給が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給の一・一九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とし、その特別措置法別表の仮定俸給が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給の一・三四倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法（昭和二十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得に対する同法第十七條又は第十八條を」「又は配当所得に対する同法第十七條、第十八條又は第十九條第一項」に改め、同條第二項中「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配」に改める。

第五條第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削り、同條第二項中「又は退職所得」を削る。

第五條の二第一項及び第五條の三

第六部 大蔵委員会会議録第十六号

昭和二十六年十一月十七日【参議院】

第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削る。

第五條の四第二項中「（退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額）」を「（昭和二十五年の同項に規定する期間中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額、昭和二十六年中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額）」に改め、同條第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。この場合において、同項中「給與所得」とあるのは「給與所得又は退職所得」と読み替へるものとする。」に改める。

第五條の五第一項中「所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書」を「青色申告書（所得税法第二十六條の三第一項に規定する

青色申告書をいう。以下第五條の七において同じ。）に改め、「本條中」を削り、同條第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定は、所得税法第二十二條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六を第五條の九とし、第五條の七を第五條の十とし、第五條の八を第五條の十一とし、第五條の五の次に次の三條を加える。

第五條の六 青色申告書（法人税法第二十五條第一項に規定する青色申告書をいう。以下本條及び第五條の八において同じ。）を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後

後、機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合において、その事業の用に供された日以後三年以内の日を含む各事業年度について同法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該機械等の償却額（同法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該機械等の償却額）は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該機械等の償却額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基づく命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日以後三年以内に開始した事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。）においてなした当該機械等の償却額が同項の規定により計算した償却額（本項の償却不足額を加算するときは、当該償却不足額を加算しない前の金額）に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足を生じた事業年度後当該事業年度直前の事業年度までの所得の計算上総益金から控除されなかつた金額とする。

第一項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に同項に規定する償却額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）を算入する明細書の添付がない場合には、これを適用しない。

第五條の七 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法

第六部 大蔵委員会会議録第十六号

昭和二十六年十一月十七日【参議院】

一九

第十條の三に規定するたな卸をなすべき資産（以上本條中たな卸資産という）の価格の低落に因る損失に備えるため、その年十二月三十一日において当該個人の有価証券以外のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該個人のたな卸資産たる証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券（国債証券を除く）に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているもの）については、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表されたその年十二月中の毎日の最終価格の平均額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額（以下本條中繰入限度額という）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌年の事業所得の計算上、これを繰入金額に算入する。

第一項の規定は、所得税法第二十六條又は第二十六條の二の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額を必要経費に算入することの記載が

あり、且つ、当該申告書に価格変動準備金勘定の記載がある貸借対照表及びその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八、青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度を除く）において、法人税法第九條の七に規定するたな卸をなすべき資産（有価証券を除く）以下本條中たな卸資産という）又は証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券（国債証券を除く）以下本條中有価証券という）の価格の低落に因る損失に備えるため、当該事業年度終了の日において当該法人のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該法人の有価証券に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているもの）については、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額（以下本條中繰入限度額という）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は当該繰入をなした事業年度の法人税法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定により法人税法による所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法による所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に、価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第九條に次の一項を加える。

森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金増進法第二條第二号の二の規定における資金の貸付をなす場合には、命令の定めるところにより当該資金の貸付に係る旨を証明されたものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法にかかわらず債権金額の千分の一とする。

第十四條第一項中「収用された」を「収用され補償金を取得する」に改め、「土地等の収用に因り交付を受けるべき」を削り、同條第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、基準日において個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき特別都市計画法若しくは都市計画法により土地の画整理が施行された場合又は土地改良法により土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換

地処分又は交換に因り清算金を取得するときに、これを準用する。この場合において、同項中「当該補償金の額（当該収用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額）」とあるのは「当該清算金の額」と読み替えるものとする。

前二項の場合において、収用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ収用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

第十五條第一項中「収用された」を「収用され補償金を取得する」に改め、同條第三項中「第二項」を「第四項」、「前項第一号」を「第二項第一号及び前項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合において、これを準用する。この場合において、第一項中「収用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替えるものとする。

第一項及び前項の場合において、収用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ収用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同條の次に次の二條を加える。

第十六條 個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地収用法等により土地等の収用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地の画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利について換地処分若しくは交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するときは（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは含む）、所得税法第九條第一項又は資産再評価法第九條第一項の規定の適用については、第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地

又は土地の上に存する権利に係る
収用、換地処分又は交換に因り取
得した土地又は土地の上に存する
権利につき当該収用、換地処分又
は交換の時後譲渡、相続、遺贈又
は贈與があつた場合において当該
譲渡、相続、遺贈又は贈與に因り
所得税法第九條第一項の規定によ
り所得を計算するとき、又は資産
再評価法第九條第一項の規定によ
り再評価を行うときは、当該収
用、換地処分又は交換に係る従前
の土地又は土地の上に存する権
利、その取得価額及び取得の時期
を、それぞれ当該収用、換地処分
又は交換に因り取得した土地又は
土地の上に存する権利、その取得
価額及び取得の時期とみなす。

第十七條 所得税法第五條の第二
項並びに資産再評価法第八條第二
項及び第九條第一項の規定は、国
又は地方公共団体に対する贈與若
しくは遺贈については、これを適
用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の租税特別措置法（以下
「法」という。）第五條の四第二項の
規定は、この法律施行後支拂を受
ける退職所得につき適用する。

3 法第五條の六の規定は、法人の
昭和二十六年四月一日以後終了す
る事業年度分の法人税から適用す
る。

4 法第五條の七の規定は、昭和二
十七年分の所得税から適用する。
但し、昭和二十七年分の所得の計
算につき同條第一項の規定を適用

する場合においては、同項中「百
分の九十」とあるのは「百分の九
十五」と、「百分の九十五」とあ
るの「百分の九十七・五」と読
み替えるものとする。

5 法第五條の八の規定は、法人の
法人税法の一部を改正する法律
（昭和二十六年法律第 号）によ
り改正された法人税法（昭和二十
二年法律第二十八号）第十七條第
一項第一号の規定の適用を受ける
事業年度分の法人税から適用す
る。但し、同号の規定がその日以
後終了する事業年度分の法人税か
ら適用されることとされたその日
以後六月の期間内に終了する事業
年度につき法第五條の八第一項の
規定を適用する場合においては、
同項中「百分の九十」とあるのは
百分の九十七・五」と、「百分の九
十五」とあるのは「百分の九十
八・五」と読み替え、その日以後
六月を経過した日以後六月の期間
内に終了する事業年度につき同項
の規定する場合においては、同項
中「百分の九十」とあるのは「百
分の九十五」と、「百分の九十五」
とあるのは「百分の九十七・五」と
読み替え、その日以後一年を経過
した日以後六月の期間内に終了す
る事業年度につき同項の規定を規
用を適用する場合においては、同
項中「百分の九十」とあるのは
「百分の九十二・五」と、「百分の
九十五」とあるのは「百分の九十
六」と読み替えるものとする。

6 法第十四條第二項及び第三項、
第十五條第三項及び第四項並び
に第十六條の規定は昭和二十六年

一月一日以後収用、換地処分又は
交換があつた場合、法第十七條の
規定は同日以後遺贈又は贈與があ
つた場合について適用する。

7 法人が昭和二十六年一月一日か
らこの法律施行前に終了した事業
年度の終了の日までの間において
特別都市計画法、都市計画法又は
土地改良法の規定により換地処分
又は交換があつた土地又は土地の
上に存する権利について法第十五
條第三項の規定により再評価を行
つた場合においては、当該法人が
資産再評価法第四十五條の二第一
項の規定により提出すべき申告書
の提出期限は、法第十五條第三項
において準用する同條第二項第四
号の規定にかかわらず、この法律
施行の日から二月以内とする。

8 当分の間、法第十四條第二項及
び第十六條第一項中「土地改良法
により土地改良事業」とあるのは
「土地改良法により土地改良事業
が施行され、若しくは土地改良施
行法第二條第一項の規定に基づき
お効力を有する旧耕地整理法によ
り耕地整理」と、前項中「土地改
良法」とあるのは「土地改良法若
しくは土地改良法施行法第二條第
一項の規定に基づきなお効力を有す
る旧耕地整理法」と読み替えるも
のとする。

9 法人税法の一部を次のように改
正する。
第十九條第二項中「その被合併
法人の確定法人税額に六（当該合
併法人の当該事業年度開始の日か
ら六箇月の期間内に合併がなされ
たときは、当該期間のうちその合

併後の期間の月数）を乗じて被合
併法人の確定法人税額の計算の基
礎となつた事業年度の月数で除し
て計算した金額」を「左に掲げる
金額」に改め、同項第一号及び第
二号として次のように加える。

一 当該合併法人の前事業年度中
に合併がなされた場合において
は、前事業年度の月数に対応す
る前事業年度開始の日からその
合併の日までの月数の割合に六
を乗じた数を被合併法人の確定
法人税額に乘じて当該確定法人
税額の基礎となつた事業年度の
月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該年度開始
の日から六箇月の期間内に合併
がなされた場合においては、当
該期間のうちその合併後の期間
の月数を被合併法人の確定法人
税額に乘じて当該確定法人税額
の計算の基礎となつた事業年度
の月数で除して計算した金額

昭和二十六年十二月十四日印刷

昭和二十六年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁